

教育財源の在り方の変遷と、
その影響
—三位一体の改革は日本の教育を
どう変えるのか—

慶應義塾大学 商学部

権丈善一研究会 第10期生 加藤藩

谷中 絵理子

まえがき

私は物心ついた頃から何故か教育に興味があった。小さな頃の夢も「幼稚園の先生」とか「小学校の先生」とか、そういったものであった。記憶が曖昧な頃であったから、理由は覚えていない。むしろ無かったのかもしれない。しかし今にして思えば、自分が教えたことによって他人が成長することに魅力を感じていたのかもしれない。そんな私に、問題意識を持って教育を考えるようになった事件があった。受験である。

首都圏の小学生だった私は、6年生のときに同級生が多数私立中学を受験した。塾通いや親の期待など様々な負担を伴う中学受験に対し、私はひとつの疑問を持っていた。「なぜ近所に受験なしで入学できる公立中学があるのに、わざわざ苦しい思いをするのだろうか」と。しかし同時に理解も示していた。その公立中学の教育が不安だからである。その後公立中学に進学した私の不安は的中し、学級崩壊や器物損壊は日常茶飯事な中学生生活を過ごした。結果的に様々な家庭環境を抱える人間と知り合うことができ、自分の視野が広がって良かったと思っているが、私立校の平和な環境で生活したかったとも思った。後に中高一貫校の出身者と比較して、やはり公立校の教育レベルの低さも痛感した。

高校受験のときはまた違った問題意識を持った。私は幸い塾通いのできる家庭の下に生まれたので、自分の納得できる結果を得ることができたが、友人の中には家庭にそのような余裕がない者もいた。その友人は受験に関する情報量や問題演習量について明らかに不利であり、もしも経済的余裕さえあれば結果はもっと違ったのではないかと今でも思う。この現実は、おそらく現在も変わってはいまい。

そんな自分が卒業論文のテーマに選んだのも、教育である。以上のような経験から、興味は自ずと義務教育課程に向けられた。それにまつわる事柄を洗っている内に、「義務教育費国庫負担制度の改訂」という問題に遭

遇した。私立中学の受験も中学生の塾通いも、ひとえに公教育が不十分だからであると感じていた私にとって、その財源的裏付けが更に危うくなることは由々しき事態である。既にある程度決着のついてしまった問題ではあるが、終わっている訳ではない。そしてこれは、かつて自分が憧れた教師に深く関わることでもある。

また教育に関する先行研究を見るたび、その客観性の無さに辟易していた。研究対象自体が非計量的で曖昧なものであるから半ば仕方がないのだが、余りにも酷い。かといって自分で定量的に実証できるような知恵も能力もない。だが財源を対象にすれば、それがある程度解決できるのではないか。

そのような希望と理想に燃えて、本稿を始める。

目次

まえがき	2
序論 研究要旨と本稿の構成	7
1章 国内外の現状把握	11
1-1 日本の地方財政の仕組み	11
1-1-1 歳入	11
1-1-2 歳出	14
1-2 日本の教育費の仕組み	15
1-3 世界の動向	17
1-3-1 イギリス	19
1-3-2 アメリカ	19
1-3-3 フィンランド	20
2章 教育を経済学で考える	22
2-1 公的に供給される根拠	22
2-2 経済学理論を用いた供給の仕組み	25
3章 義務教育費国庫負担制度の変遷と、その影響	28
3-1 国庫負担制度の誕生と変遷（明治～2001年）	28
3-1-1 戦前	28
3-1-2 終戦直後	30
3-1-3 1980年代～	34
3-2 三位一体の改革をめぐる攻防（2002～2005年）	35
3-2-1 地方六団体の提案	35
3-2-2 教育関係者の反駁	38
3-2-3 攻防戦の末路	40
3-3 国庫負担割合が変わった後の動向（2006年～2009年）	46
結論 本稿のまとめと考察、今後の課題	47
付録	50
1. 年号・西暦一覧表	50
2. 年表	52

文献表.....	54
索引.....	58
あとがき	61

図表目次

【図】

図 1 地方財政決算の分類.....	12
図 2 平成 19 年度歳入純計決算額の構成比	13
図 3 平成 19 年度目的別歳出決算額の構成比.....	14
図 4 平成 19 年度教育費の性質別内訳.....	16
図 5 平成 20 年度文部科学省予算.....	16
図 6 教育支出の私費負担割合.....	18
図 7 一般総政府支出に占める公財政教育支出の割合.....	18
図 8 公的に供給される財	23
図 9 取引費用の節約	26
図 10 一律供給のデメリット	27
図 11 国の歳出総額に占める教育費の割合（1873～1944 年）	29
図 12 全教育費推計額	31
図 13 寄付金の内訳（小学校）	31
図 14 小学校児童一人当たり教育費の都道府県間のひらき	32
図 15 公教育費総額の負担区分別内訳の推移	33
図 16 国の歳出総額に占める教育費の割合（1945～1955 年）	34
図 17 国庫支出金中の義務教育費の状況	41
図 18 財源別地方教育費の推移.....	42

図 19	小中学校在学者一人当たり教育費	42
図 20	都道府県財政力指数別学校教育費	43
図 21	学習費総額の推移.....	45
図 22	学習費総額に占める学校外活動費の割合	45

【表】

表 1	地方財政決算統計用語	12
表 2	年号・西暦一覧表.....	50
表 3	教育費をめぐる事柄の年表	52

序論 研究要旨と本稿の構成

本稿の目的は、日本において 2005 年に行われた義務教育費国庫負担制度の改定によって教育における地域格差・社会的階層格差が生まれたことを財源問題の視点から議論し、教育費の公的支出を増やすよう訴えることである。

義務教育費国庫負担制度とは、「すべての国民が、全国どの地域においても無償で一定水準の義務教育を受けられるようにするため、義務教育費の大半を占める公立の義務教育諸学校の教職員給与費について、国と都道府県の負担によりその全額を保障するもの¹⁾」である。そのルーツは意外と古く、近代教育制度が誕生した明治時代まで遡る。戦後はその保障内容が時代とともに変化しながらも国と都道府県の負担割合は 1/2 ずつであったが、2005 年 11 月末にそれが国 1/3・都道府県 2/3 に改定された。

この背景には、三位一体の改革がある。三位一体の改革とは、小泉政権（2001～2006 年）の行った『地方にできることは地方に』という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの 3 つを一体として行う改革²⁾である。いわば義務教育費国庫負担制度は、小さな政府を目指すこの改革に巻き込まれたというわけだ。国庫負担金は国から地方へ使途が限定された上で支給されるものであり、それが削減されたということは地方の裁量が拡大され、地方分権が推進されたことを意味する。義務教育にどれだけお金をかけるのかはその地方次第、地方によって義務教育に差が生じてくるのである。

¹ 文部科学省（2009）p.107

² 総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/zeige_nijou.html（2009/10/28 にアクセス）

ところで、日本は教育費の公費負担が少ない国である。OECD³の「図表で見る教育 2009」によると、2006年において日本は韓国に次いで2番目に教育費の私費負担率が高い。公財政教育支出はGDPに対しても一般政府総支出に対しても、その占める割合は同調査参加国中最低水準である。以降も教育費は削減の対象にされ続けており、義務教育費国庫負担制度の改定はそれがさらに削減された格好である。ちなみに後述するが、イギリスやアメリカの教育政策はこれとは正反対の方針をとっている。

私費負担が高いことの、何がそんなに問題か。一言でいえば、教育格差である。私費で教育を賄おうとすると、どうしても家庭の経済力によって需要できる教育の量に差が生じる。受けた教育の量によって将来の労働および賃金が決まると仮定すると、貧しい家庭に生まれた子どもは十全な教育を受けられず、低賃金労働者になる。それが何世代かにわたって繰り返されると社会階層が固定化し、国全体の活力（ここでは経済力としておこう）が減退してしまう。

さらに荻谷（2008）によれば家庭が低階層である子どもほど学習意欲が低く、学力も落ちる。文科省による2008年実施された全国学力テスト公立小6年生の結果の追加調査においても、世帯年収が低いほど子どもの学力が低いことが報告された。週刊東洋経済（2009）aは2000年代以降日本のPISA⁴順位が低下した要因を、低所得者層の学力低下としている。要するに近年問題視されている学力低下の原因は、教育費の私費負担割合が高いことにあるのではないか。それは学習内容の大幅削減によって批判的となった所謂“ゆとり教育”よりも、「教育財源」という意味で根本的な問題である。教育という分野は、伝統的に“胡散臭い空疎な理想論”⁵が非常に多い。誰もが最低でも義務教育課程は経験しているために持論を語る事が容易であり、その分議論が混乱しやすい。それに教育を施した効果が現れるには個人差がある上に計量しづらいため、お金をかけずとも工夫次第でどうにかなるのでは、と思われてしまうこともある。しかし実際

³ 経済協力開発機構

⁴ OECD 生徒の学習到達度調査

⁵ 小塩（2003）

はそうではない。ここでそのことを証明しなければ、いつまでも教育をめぐる不毛な論争に終止符が打たれないであろう。

教育基本法によれば、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」⁶にある。そしてその基礎段階を担う義務教育は非常に重要な役割を持ち、同法によって「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う」⁷ことが定められている。その国庫負担金が削減されたことは何を意味するのか。わたくしの興味はそこにある。義務教育に用途を限定して支給されていた補助金の、自由に使える範囲が拡大したら地方はどんな行動を選択するのか。その際、教育にはどんな影響を及ぼすのか。

なお義務教育費国庫負担制度の改定は前述の通り 2006 年度に負担率引き下げという形で一応決着がついている話であり、当時書かれた先行研究や論文、議事録等は比較的容易に見つけることができる。そこには国庫負担廃止について、「どんな制度か」「導入したらどうなるのか」について詳しく書かれているが、意外にも検証がされておらず仮説の域を出ないものばかりである。さらに決着がついてしまった話であるだけに、その後日談としての研究がない。現在記憶に新しい「事業仕分け⁸」において義務教育費国庫負担制度の抜本的見直しを求める動きが出てきた中で、一度数値データを用いた検証を行う必要があり、それがわたくしの研究意義でもある。

⁶ 教育基本法第一条

⁷ 教育基本法第五条三項

⁸ 2009年9月に誕生した民主党政権がした行政刷新会議(内閣府に設置)の、ワーキンググループにおいて実施した。行政刷新会議は「国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行う」ことを目的としており、同会議によれば事業仕分けは「公開の場において、外部の視点も入れながら、それぞれの事業ごとに要否等を議論し判定するものであり、透明性を確保しながら、予算を見直すことができる有効な方法」としている。

また、近頃地方分権、税源移譲を訴える地方公共団体がメディアを賑わせているが、ただ「独立」という響きの聞こえが良いだけで、地方分権のメリットとなる根拠は確固たるものであるとは言い難い。しかも賛同者ばかり目立ってしまって、批判論が見えない。したがって、この研究によって義務教育の財政制度を通して地方分権論を論証したいとも考えている。

では最後に本稿の構成を示して、わたくしの序論とさせていただきます。まず1章では、教育費にまつわる日本と世界の現状を確認する。日本において教育費は国と地方の共同負担であるから、地方財政の仕組みを詳述することから始める。また2章で公共経済学における教育の捉えられ方を表し、教育政策を考える上での一助とする。本稿のメインとなる3章においては義務教育国庫負担制度の歴史的経緯を描き、三位一体の改革をめぐるステークホルダーたちの攻防戦を、当時の政策会議の議事録をもとにまとめると同時に、義務教育国庫負担率の引き下げが教育、ひいては日本経済全体にどんな影響を及ぼしたのかを描写していく。最後に結論として今後の研究課題とともに本稿の要旨をもう一度示して本稿を終了する。

なお、本稿では年代表記を西暦に統一している。しかし、時として年号の方が時代背景を理解するのに容易であるともあり、付録として年号・西暦一覧表を用意した。適宜利用していただければ幸いである。

1章 国内外の現状把握

1-1 日本の地方財政の仕組み

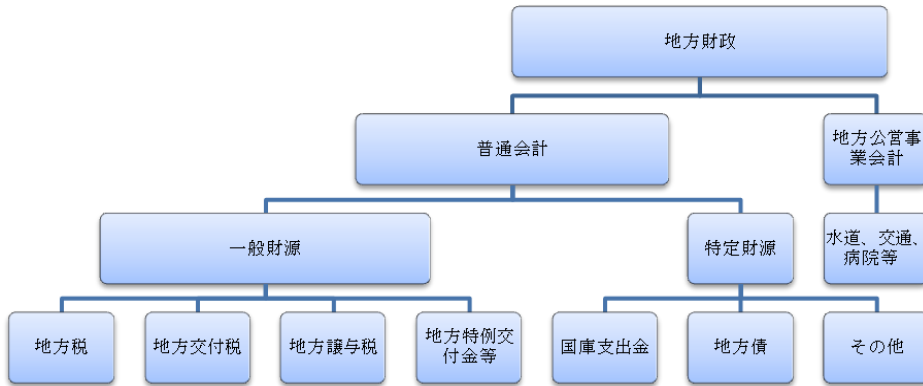
1-1-1 歳入

日本において公的に支出される教育の費用は、主に地方財政として処理されている。地方財政では、地方公共団体の様々な活動に係る会計部門を一定の基準によって“一般行政部門”と水道、交通、病院等の“企業活動部門”に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」としている。特に断りのない限りは、普通会計に係る地方財政の純計額のことを「決算額」と呼ぶ。地方財政全体の純計額は、都道府県決算額と市町村決算額を合計し、さらに重複する地方公共団体相互間の出し入れ部分を控除して正味の財政規模を見出している。

普通会計の歳入は大きく「一般財源」と「特定財源」に分かれ、さらに前者は「地方税」「地方交付税」「地方譲与税」「地方特例交付金等」、後者は「国庫支出金」「地方債」「その他」に分類されている。国から支給される地方交付税や国庫支出金等の場合、一般財源に分類されるものは用途が限定されないが、特定財源の方は予め用途を限定して支給される。日本の教育費は、これら地方財政における一般財源と特定財源を組み合わせながら捻出されるのである。

図 1、図 2 に地方財政制度、およびそれぞれの定義、歳入の構成比（平成 19 年度）をまとめた。

図 1 地方財政決算の分類



(出所) 総務省「平成 21 年度地方財政白書」をもとに筆者作成

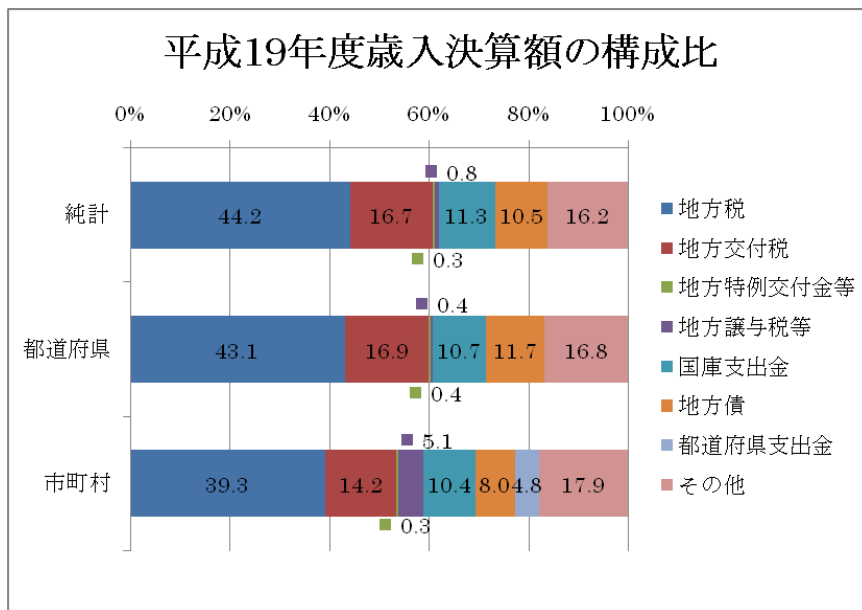
表 1 地方財政決算統計用語

地方税	地方公共団体が徴収する租税。住民税、固定資産税、事業税など。
地方交付税	地方財源の不均衡調整を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保証するもの。国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合の額を国が交付している。現在、東京都と愛知県は受け取っていない。
地方譲与税	いったん国税として徴収し、その全額あるいは一定割合の額を地方公共団体に対して譲与している。地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料税などがある。
地方特例交付金等	制度改正に伴って地方財政に負担増または収入減となる場合に国から地方公共団体へ交付される。内容は年度によって異なり、平成 20 年度は住宅ローン減税に伴う個人住民税の減収額を補てんするため、減収補てん特例交付金が設けられた。

国庫支出金	国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。普通建設費、義務教育費、生活保護費といった義務的経費の財源となっている。
地方債	普通建設事業等に充てるため、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源。

(出所) 総務省「平成 21 年度地方財政白書」より筆者作成

図 2 平成 19 年度歳入純計決算額の構成比



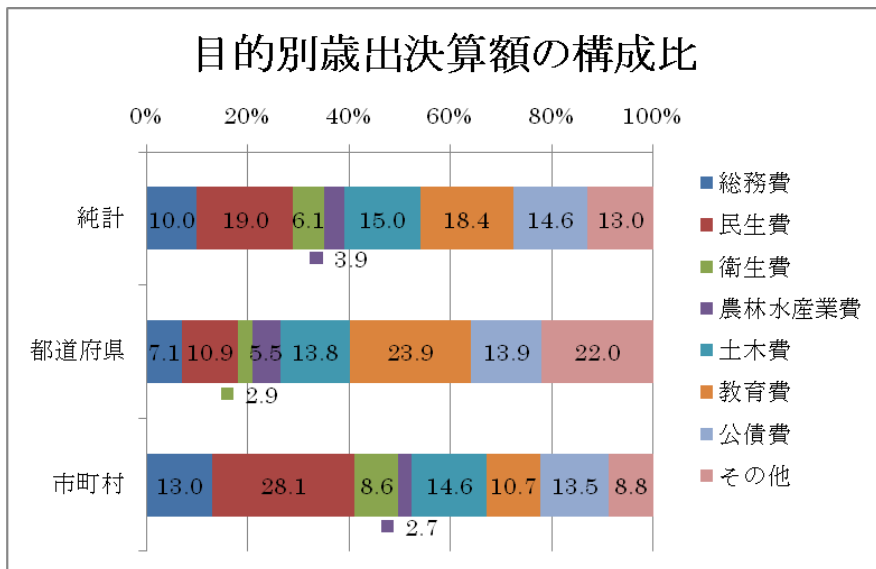
(出所) 総務省「平成 21 年度地方財政白書」

(注) 国庫支出金には交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む

1-1-2 歳出

一方で、地方財政における歳出は目的別と性質別の二方法で計上することができる。歳出に占める教育費の割合は目的別歳出で見ることができ、平成19年度においては図3のとおりである。教育費は地方財政、特に都道府県財政において比較的大きなウェイトを持っていることがわかるだろう。

図3 平成19年度目的別歳出決算額の構成比



(出所) 総務省「平成21年度地方財政白書」

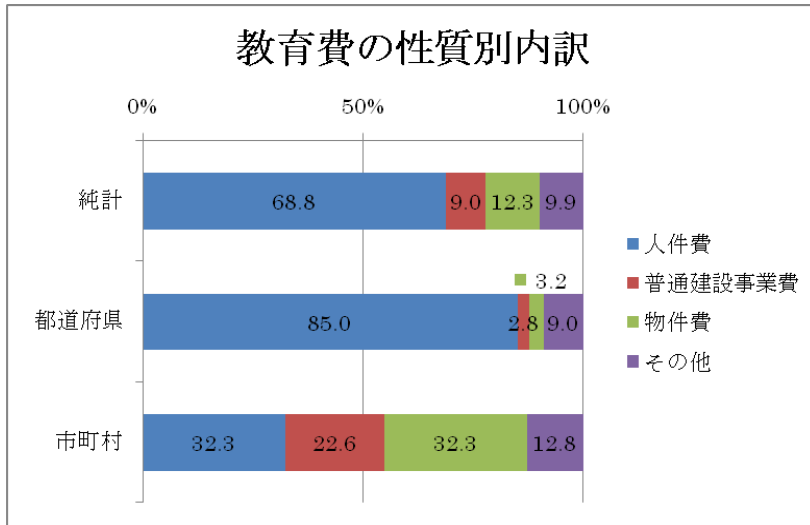
1 - 2 日本の教育費の仕組み

現在公費として地方が負担する教育費の最大部分は公立校の教職員給与費（人件費）であり、以下物件費、普通建設事業費とつづく（図 4）。教育費の大部分を占める人件費のうち、公立小中学校の教職員費、即ち義務教育費をまかなっているのが歳入の中でも特別財源に分類される国庫支出金である。義務教育費は「義務教育費国庫負担法」によって、国と都道府県が一定割合でその全額を負担することが決められている。この財政システムを「義務教育費国庫負担制度」という。これはすべての国民が全国どの地域においても無償で一定水準の義務教育を受けられるようにすることが目的である⁹。義務教育費国庫負担金は文化庁やスポーツ・科学技術振興費等を含めた文部科学省全体の予算の中でも実に3割を占め、初等中等教育局予算に限ってはその9割を占めている（図 5）。2006年度に改革される前は全体で約2兆5000億円あり、それを国と都道府県で2分の1ずつ負担していたが、現在は国が3分の1、残りを都道府県が負担している。その経緯については3章で詳述する。

なお教職員給与は優秀な人材を確保するために、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（いわゆる「人材確保法」）によって一般の公務員よりも優遇されている。

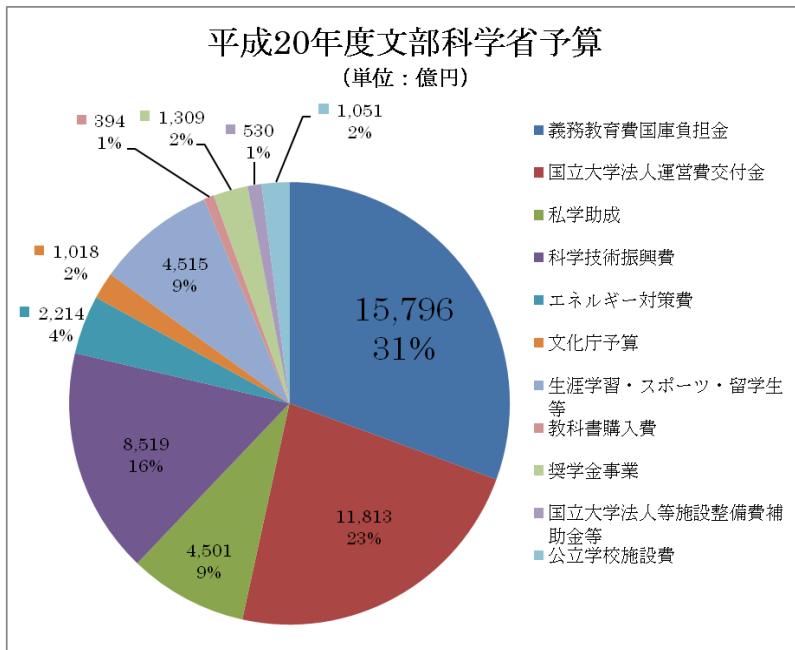
⁹ 市町村立小中学校の教職員給与は、同じ理由から全額都道府県が負担している。

図 4 平成 19 年度教育費の性質別内訳



(出所) 総務省「平成 21 年度地方財政白書」

図 5 平成 20 年度文部科学省予算



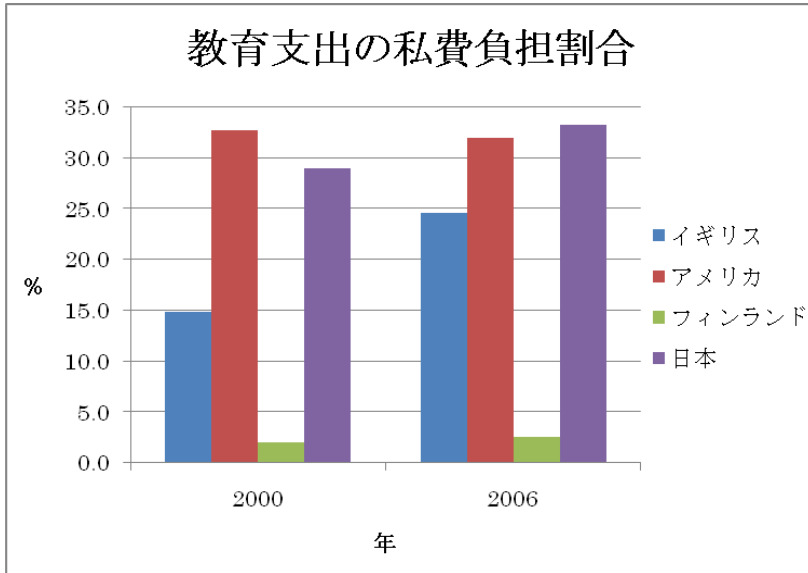
(出所) 文部科学省「平成 20 年度文部科学白書」

1 - 3 世界の動向

1980年代以降、日本をはじめ諸外国において教育改革が行われてきている。その背景には、グローバリゼーションの進行や知識主導型経済の浸透、科学技術の進歩などがあり、労働需要の中で必要とされる知識、技能が高度化してきた。近年の日本では教育の公財政支出は削減され、地方の裁量を増しつつ分権化が進んでいるが、一方でまったく違う方針で教育政策を展開する国も存在する。ここではその例として、1980年代末から教育改革著しいイギリス、近年国レベルでの教育政策を策定し始めたアメリカ、そしてPISA順位首位の常連であり、教育大国として有名なフィンランドを見ていくこととする。

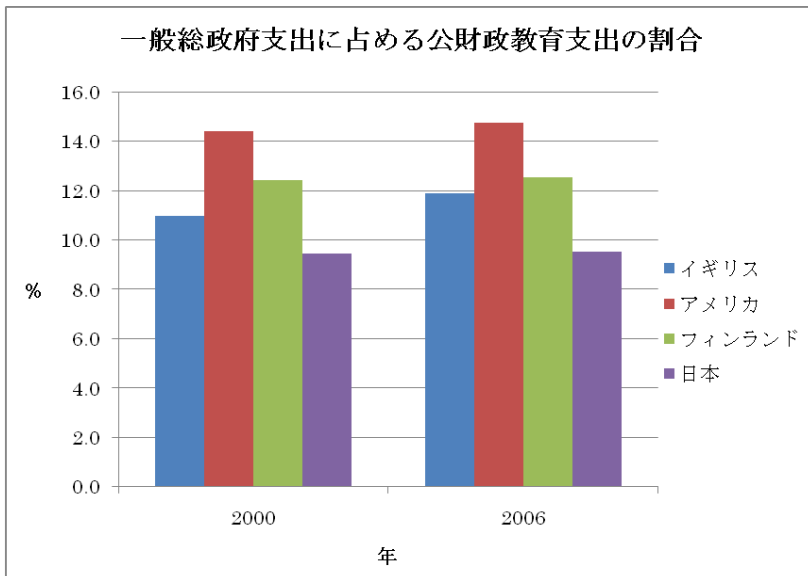
各国の政策については後述するとして、まずは教育費を比較してみよう。序章で述べたように、日本は教育費の私費負担割合はOECD諸国の中で高い水準にあり、近年はさらに上昇している（図6）。2006年にはついにアメリカを抜き、OECD諸国中では韓国に次いで2番目となった。イギリスも私費負担割合が大きく上昇しているが、図7で公財政教育支出も上昇しているところをみると、教育にかかる費用全体が上昇していると考えられるべきだろう。一方の日本は一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合を見ると、低い水準のままである。民間としては教育により費用をかけるようになったにもかかわらず、政府はそれにあまり反応していないことが読み取れる。

図 6 教育支出の私費負担割合



(出所) OECD Education at a Glance 2009 Table B3.1

図 7 一般総政府支出に占める公財政教育支出の割合



(出所) OECD Education at a Glance 2009 Table B4.1

1-3-1 イギリス

第二次世界大戦後のイギリス教育制度の根幹をなしていたのは、1944年「教育法（通称バトラー法）」である。伝統的に教育は国家の関与しないものと考えられており、実際的な運営は地方教育当局が行っていた。しかし 70 年代の経済・社会不安を背景としてサッチャー政権時代（1979~1990 年）に教育改革が盛んになり、1988 年に「教育改革法」が成立した。地方教育当局の権限は大幅に縮小され、代わりに各学校の理事会や中央当局である教育科学省の権限が強化された。カリキュラムには全国共通の基準が設定され、同年には全国学力テストも始まっている。この学力テストは単に学力水準を調査するだけではなく、この結果によって課題が明らかになった地域や学校に対しては集中的な支援策を実施している。1989 年の演説において彼女が「親は、子どもが日本の子どもと同じように良い教育を受けられることを望んでいる」と発言した¹⁰のはなんとも皮肉である。

ブレア政権（1997~2007 年）やブラウン内閣（2007 年~）も教育を政府の最優先課題と定め、教育への公財政支出を増大させてきた。2006 年度からは学校予算が全額国庫負担になり、さらなる学力水準の向上を図っている。初等中等教育において授業料の徴収はなく、公財政支出以外の負担はほとんどない。

1-3-2 アメリカ

アメリカは保険や医療等において小さな政府を目指しているイメージが強いが、教育に関しては連邦政府が近年イニシアチブを取り始めているようである。それまでは合衆国憲法により教育は州の専管事項とされており、学校制度すら全州共通のものは存在しない。ある程度共通性が認めら

¹⁰ 第 44 回中央教育審議会配布資料「文教科学関係補助金・負担金について」より

れるとはいえ、連邦政府は主として財政事項に関与し、基本的な教育制度に関してはあくまで州の権限である。

転換点となったのは 1983 年に発表された『危機に立つ国家』と題された報告書である。ここで世界の国々と比較して、アメリカ教育がうまく機能していないこと、児童生徒の学業成績が低迷していることが明らかになり、当時の社会変化も相俟って、教育は全国的な課題として認識されるようになった。1994 年には全米教育標準化政策としてアメリカ教育法が成立し、各州に教育スタンダードの作成を要請するとともに学区や学校へ連邦政府から補助金を投ずるようになった。

ブッシュ政権（2001～2009 年）においては 2002 年、「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法（NCLB 法¹¹）」が制定され、教育に政府が本格的に介入するようになった。効果はまだ不明だが、オバマ政権（2009～）は教育を連邦政府の優先課題のひとつとして、財政支援には積極的な姿勢を示している。

1-3-3 フィンランド

1980 年代の不況で失業率の高さや社会不安に悩まされてきたフィンランドは、エスコ・アホ政権（1991～1995 年）が「教育の目的とは、将来の良き納税者を作ることである」として、教育改革を始めた。¹²全学校の 99%が公立であり、ごくまれに私立学校が存在する。大学に至っては、すべて国立である。1998 年には学校制度の改正があり、小学校 6 年間と中学校 3 年間を一貫して“義務教育課程”と位置づけられるようになった。

現在学校の運営は主に地方が担っており、大部分を国から権限移譲されている。上述の教育改革により学習指導要領に記されていた細かな学習内容の規定が大幅に削減され、大きな方向性を示すのみになった。教科書検

¹¹ NCLB とは ‘No Child Left Behind’ の略

¹² リソー教育グループ「グローバル時代の教育投資とは？Vol.1」『新・教育考』（日本経済新聞 2009 年 12 月 29 日掲載の全面広告）より

2010.01.22
慶應義塾大学商学部
権丈善一研究会
谷中 絵理子

定も存在せず、学校ごとに良い教科書を選択することによって教育の質を競争的に向上するように図られている。教職員給与費も全額地方が負担しているが、各地方の財政力に応じて国が教育費にかかる調整交付金を交付して支えている。よって、給与水準の地域格差はほとんどない。

一見すると「ゆとり教育」のようだが、図 6・図 7 を見てもわかる通り、財政面の保障は国が全面的に支えている。

2章 教育を経済学で考える

2-1 公的に供給される根拠

さて、ここで教育が“義務”として政府から公的に供給されている根拠を考えてみよう。

通常、アイスクリームや自動車といった「私的財」は民間市場を通じて供給される。価格決定メカニズムによって、市場は私的財を消費者に効率的に割り当てることができる。必要な価格に対して支払い意欲があり、さらにその能力がある消費者がその財を得る。しかし、財の中にはこうした民間市場による供給では不都合が生じるものがある。それに対しては、一般的に政府が供給する。

スティグリッツ (2003) によれば、教育は「公的に供給される私的財 (サービスを含む)」である。教育はしばしば公共財と一緒に語られるが、公共財は2つの特徴的な性質を持つ。誰かがそのサービスを消費しても、他の人の消費を減少させたり妨げたりすることはないこと (非競合的消費)、そして特定の個人がサービスを享受しないように排除することができないこと (排除不可能性) である。

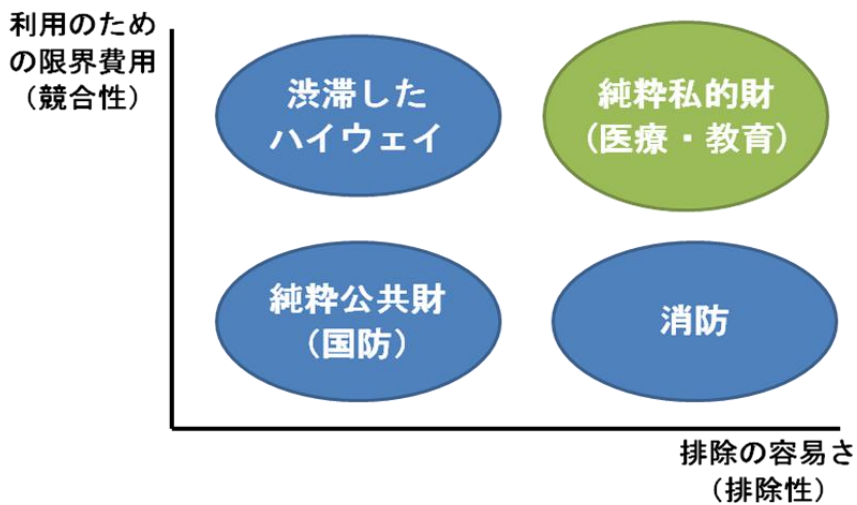
例えば国防がこれにあたる。政府が外国の攻撃から国民を守るために軍事施設を設けたとしよう。するとすべての国民が守られることになるが、子どもや移民によってもう1人国民が増えたとしても、国防費は基本的に変わらない。また、ある特定の人物だけ国防の便益から排除することは不可能に近い。これがアイスクリームの場合だと、そうはいかない。はじめの人数からもう幾人か増やしてアイスクリームを供給しようとするれば追加的な資源が必要になるし、お金を支払わない者にはアイスクリームを受け取らせないように排除することもできる。

非競合的であるから、公共財は料金を課しても課さなくても、消費者はその消費ができる。仮に料金を課すと、その財を消費する限界費用がゼロであったとしても、消費できなくなる人もいる (過少消費)。一方で料金が課されなければ、そのサービスを供給しようというインセンティブもな

くなる（過少供給）。それでも人々の日常生活にとって必要不可欠なものなので、政府が積極的に介入して社会全体に必要な分を供給する。これが、公共財が公的に供給される根拠である。

ところが教育は排除がしやすく、かつもう1人がそのサービスを楽しむための限界費用も高い。つまり非排除性も非競合性もない。よってこれを「公的に供給される私的財」と呼ぶのである。

図 8 公的に供給される財



(出所) スティグリッツ(2003)

公共財でもないのに教育を政府が供給する理由として、「①正の外部性があるため」「②教育は価値財であるため」「③機会の平等を保障するため」の3点を挙げることができる。

① 正の外部性

教育がもつ限界便益は、教育を受けたものだけではなく、社会全体に及ぶ。国民一人一人の教育水準が上がれば、個人だけでなく国全体の生産性が向上する。もしこれが市場メカニズムによって調整されると、教育の供給量は過少になる（上記、過少消費・過少供給

参照)。よって、政府が社会全体にとって望ましい水準の供給を維持させている。

② 価値財

政府のパターナリズム¹³に基づいて消費者主権の一般原則¹⁴に干渉し、強制的に教育を受けさせている。

③ 機会平等の保障

市場メカニズムは効率的ではあるが、結果的に最低限の生活水準を維持する所得すら得られない人々を生みだしてしまう。教育は所得が高い世帯の子供ほど質の高い教育を受けられる、という消費財的性質を持っている。学歴が低いと賃金も低い。すると将来所得階層が固定化され、不平等社会となる可能性が高くなるため、それを防いでいる。

スティグリッツ（2003）においては、「教育の公的供給についての通常の説明の1つは、分配上の考慮である。若者の持ちうる機会は両親の持つ富の大きさに依存すべきでないと多くの人は考えている。」として、主な教育の公的供給の根拠を③にあるとしている。一方で小塩（2003）は①にあるとしており、この問題については学者によって意見が分かれるところである。

¹³ 政治・経済・雇用関係などにおいて成立している、父と子の間のような保護・支配の関係。父親的温情主義。

¹⁴ 自分の利益になり、かつ自分の福祉を増進するのは何であるかについて最善の判断ができるのは本人である。

2 - 2 経済学理論を用いた供給の仕組み

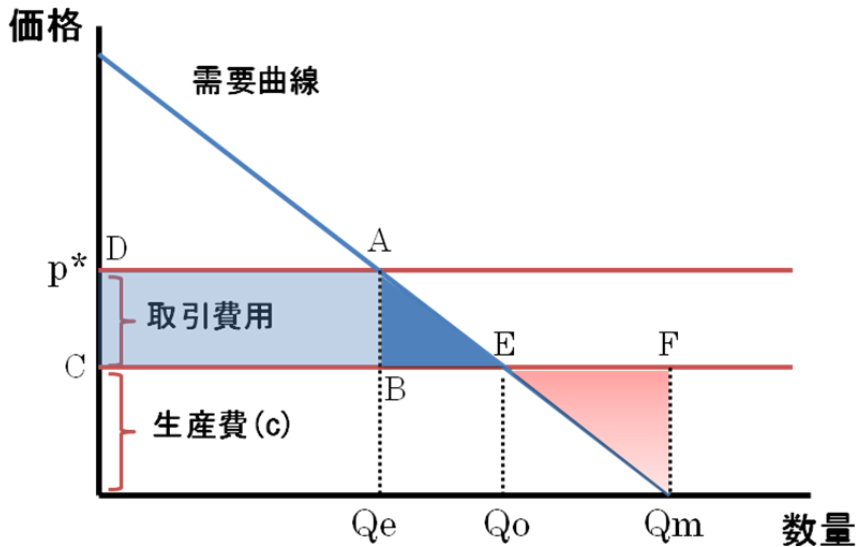
政府は「一律的供給」という方法で教育を供給している。一律的供給とは、ある財をすべての人に同量供給することであり、個人の取引費用¹⁵を節約することができる。

図 9 を見てほしい。財を生産するためには c だけかかり、限界費用は一定であるとする（即ち、その財を 1 単位生産するごとに c 円の費用がかかる）。その財を販売するためにはある程度の取引費用がかかり、このときの価格は p^* となる。そこで代わりに政府がその財を全国民に供給すると、取引費用がゼロとなり、面積 $ABCD$ は節約される。すると、消費は Q_e から Q_o まで増加する。このときは個人がその財に対して限界的に支払ってもよいと考える価格（限界評価）が限界生産費を上回っているため、三角形 ABE だけその個人の利得となる。しかし、あまりに過剰消費をして消費が Q_m まで増加すると、限界評価が生産費を下回るため、三角形 EFQ_m だけ損失になってしまう。

よって、その財を公的に供給するか否かは、三角形 ABE で表わされる利得と、三角形 EFQ_m で表わされる損失、そしてその財の供給資金として使用された租税がもたらす資源配分上の効率性の損失を比較して決定される。つまり、教育はこの取引費用の節約による利得が高いため、公的に供給されているということになる。

¹⁵ 当事者たちが交渉に合意し、それを遂行する過程で負担する費用。例えば住人 A とその隣人 B との間に訴訟トラブルがあり、それを解決しようとして弁護士を雇う。このとき弁護士に払う支出が、トラブル解決のための取引費用となる。当事者の数が多ければ多いほど全員の利害調整が困難になり、それだけ取引費用も高くなるため、民間の調整がうまく機能しないことがある。そのような場合は政府が指導・監督を行い、問題を解決している。

図 9 取引費用の節約

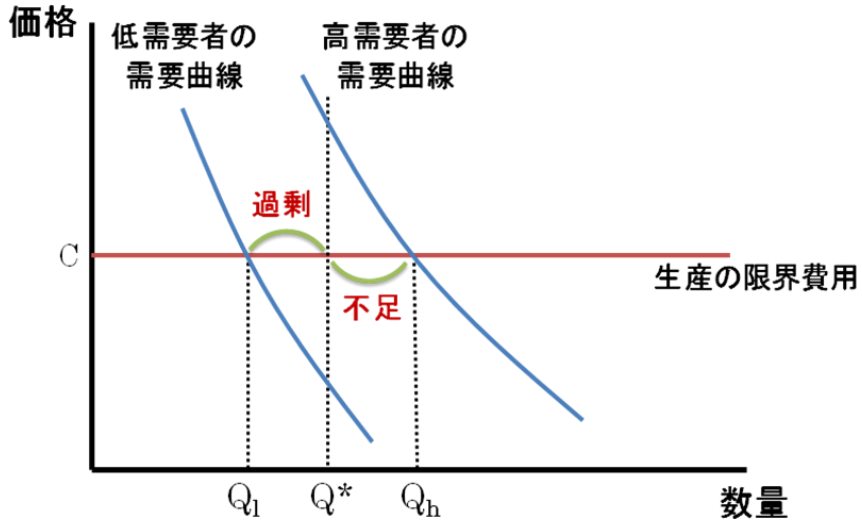


(出所) スティグリッツ(2003)

しかし、個人にとってその財を消費したいと思っている量はそれぞれ異なるため、この方法ではどうしても資源配分上の歪みが生じてしまう。これを図 10 で示そう。

教育に対して需要度が異なる 2 人の個人を想定し、その需要量を高需要者 Q_h 、低需要者 Q_l とする。そこへ、政府が各個人に Q^* だけ供給する。より多くの教育を望む高需要者にとっては過少消費になり、少なく望む低需要者にとっては過剰消費になる。低需要者は Q_l を超えても多少は何も支払う必要はなく、教育の価値を正であると評価しているため、 Q^* まで消費することになる。また、高需要者は民間市場で学習塾などの追加的な教育サービスを購入するかもしれないが、これは彼にとっての総取引費用を増大させてしまう。すなわち政府が教育サービスの供給量を減少させる(図 10 言えば、 Q^* の左シフト) と、過少消費になる需要者が増え、一国全体の総取引費用が増大するということになる。これは図 9 上での効率性を損なうばかりか、需要者の支払い能力によって公平性も損なう。

図 10 一律供給のデメリット



(出所) スティグリッツ(2003)

なお、1章で述べたとおり教育の財源は地方自治体の歳出の一項目に過ぎない。“教育税”という目的税は存在せず、教育に対する受益と負担の構造が見えにくくなっている。よって私立校に通う子供を持つ家庭は、公立校に使われるであろう通常の税負担に加えて、私立校の授業料も負担しなければならないことになる。

3章 義務教育費国庫負担制度の変遷と、その影響

3-1 国庫負担制度の誕生と変遷（明治～2001年）

3-1-1 戦前

それでは、義務教育費国庫負担制度がどのような経緯をたどってきたのか、少し紐解いてみよう。なお、付録にこの第3章に登場する事柄を簡単に年表でまとめたものを掲載している。

近代教育制度が成立したのは明治初期の1872年であり、当時これを「学制」と呼んだ。はじめは小学校から大学まですべての段階で高額な授業料が徴収され、教育の普及が急務とされていたにもかかわらず就学状況は低かった。一時期は文部省から府県を通じて、小学校¹⁶への補助金が国庫より支出されたこともあったが、公学費総額を賄うには全く足りず、経済状況の深刻化もあって結局1881年度で打ち切りとなってしまった。そして1886年の小学校令により、小学校は基本的に私費の授業料や寄付金で維持すること、と定められた。

その後第二次小学校令によって、公学費の多くを占める初等教育費を市町村が負担することと改められた。これによって市町村の財政負担が重くなったために、義務教育費に対する国庫補助の復活が求められるようになり、1896年教員の年功加俸¹⁷を対象として復活、「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」が成立した。さらに3年後には小学校教育費一般を国庫補助の対象にすることが決まり、翌1900年、年功加俸と教育費一般が一体化した「市町村立小学校教育費国庫補助法」が公布された。

それから大正に入って1918年に「市町村義務教育費国庫負担法」が制

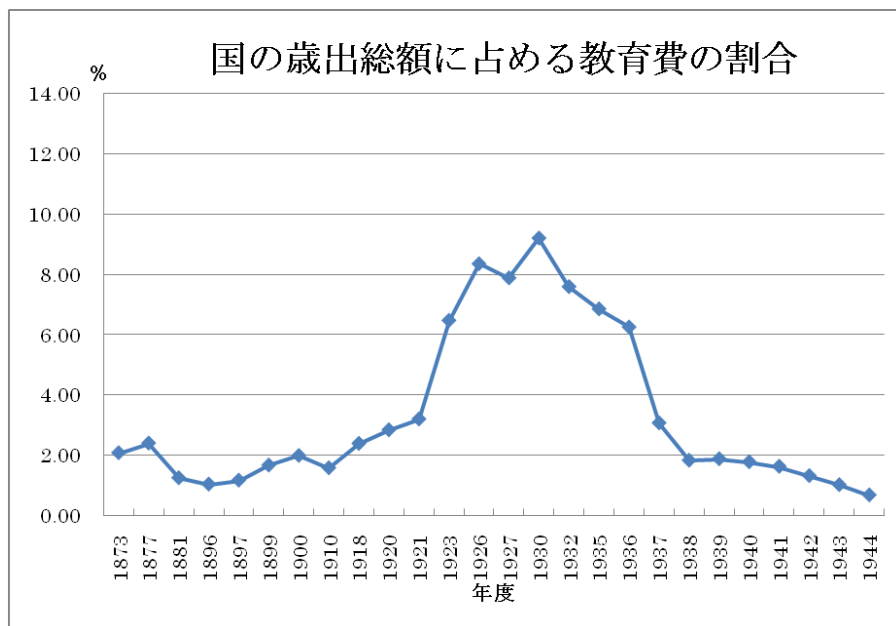
¹⁶ 明治から昭和の戦前におけるまで、実質的に義務教育とされていたのは初等教育（尋常小学校、のち国民学校）のみである。中学校が義務教育に加えられたのは、1947年の学制改革以降のことである。

¹⁷ 年収のこと

定され、義務教育費は国が“補助”するのではなく、地方と分担して“負担”することが制度として確立された。のちに市町村間の財源不均衡を是正する制度も整えられ、これによって地方の財政負担が軽減されるとともに、義務教育の拡充が国家財政として保障されることになった。以降、日本の学校制度とともに義務教育費国庫負担制度は発達していき、1940年には教員給与費を国庫が二分の一だけ負担する「義務教育費国庫負担法」ができあがった。

図 11 に、国の歳出総額に占める教育費の割合がどう推移していったかを示した。1930年代後半から大きく割合が下がってはいるが、1937年は日中戦争が始まった年でもある。以降日本が第二次世界大戦に突入していった特殊な時代背景を考慮すれば、それまでは国が教育を財政的にも力を入れていこうとする傾向が強かったと言える。

図 11 国の歳出総額に占める教育費の割合（1873～1944年）



(出所) 文部省「地方教育費の調査報告書・昭和 43 会計年度」

(注)「国の歳出総額」は一般会計歳出決算額、「国の教育費」は文部省所管一般会計歳出決算である。

3-1-2 終戦直後

終戦後に新学制が実施されたが、最大の問題は戦災復興による中央政府の財源不足であった。校舎建築費や教員給与費などとにかく資金が必要であったが、義務教育費国庫負担法は生きており、これら教育費は都道府県と国庫が負担していた。

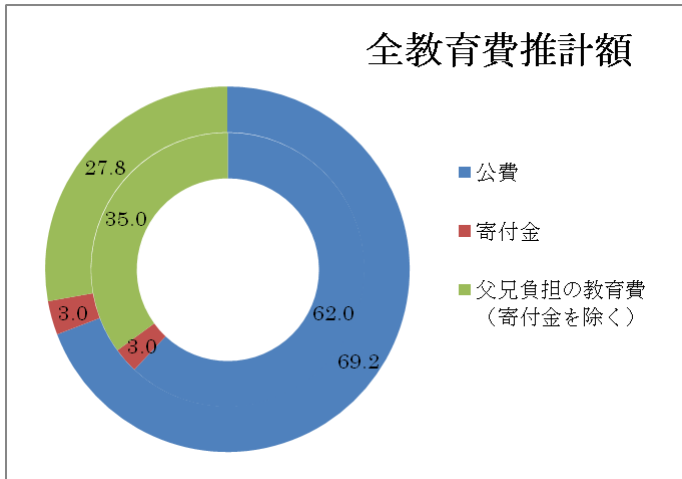
ところが 1949 年、シャウプ勧告¹⁸によって義務教育費国庫負担制度は廃止された。地方分権化を狙って、このとき新たに創設された「地方財政平衡交付金制度¹⁹」、すなわち一般財源に吸収されたのである。その後教員給与費は相次ぐ給与改定によって増大していったが、地方財政平衡交付金の額はその時々々の国の財政状況に左右され、毎年度わずかな増加にとどまった。よって教員給与費が地方財政に大きな圧迫を与えることとなり、また各都道府県間の教員給与の不均衡も著しくなった。図 12 を見れば、教育費の総額²⁰に寄付金があてがわれており、その内の約 3 割を教授費に充てていることがわかる（図 13）。さらに児童 1 人当たり教育費の地域格差の拡大も問題化したため（図 14）、知事や教育委員会からの要請で 1952 年に国庫負担制度の復活が決まった。日本の税制に大きく影響を与えたシャウプ勧告も、地方自治の独立性強化という点では失敗に終わったのである。

¹⁸ 1949 年、GHQ の要請によって結成された日本税制使節団が提出した報告書の通称。コロンビア大学教授シャウプを団長とし、この後現在に至るまで日本の税制に大きく影響を与えた。所得税を税制の基盤とする直接税中心主義をとり、これまで複雑怪奇だった日本の税制を簡素にした。また、負担の公平性と資本価値の保全、地方自治の独立性の強化を主な方針としていた。

¹⁹ 現在でいうところの「地方交付税交付金」

²⁰ この当時、教育費の調査対象は公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他特殊教育学校であり、私立校や大学は含まれていない。

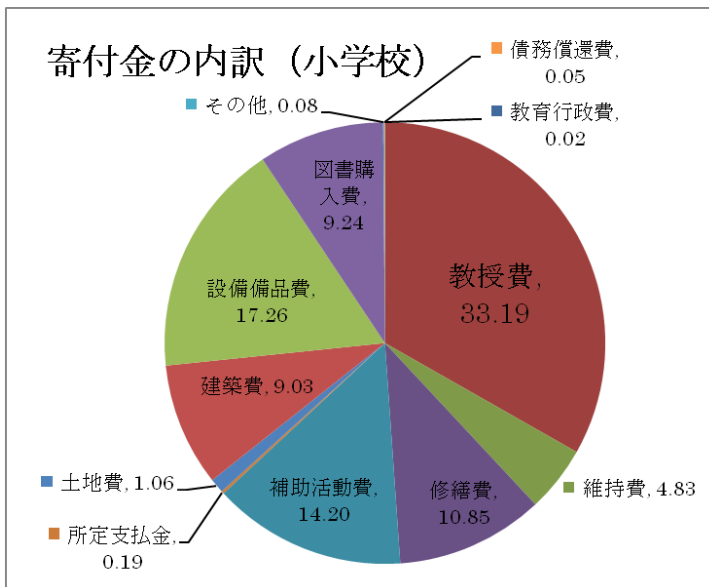
図 12 全教育費推計額



(出所) 文部省「わが国の教育の現状 (昭和 28 年度)」

(注) 数値は昭和 27 年度のもの。内側は小学校、外側は中学校の値。

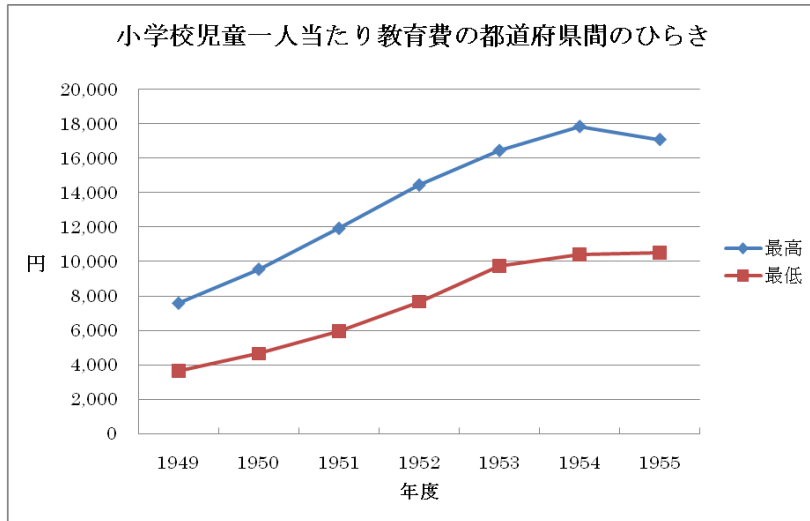
図 13 寄付金の内訳 (小学校)



(出所) 文部省「わが国の教育の現状 (昭和 28 年度)」

(注) 数値は昭和 27 年度のもの。

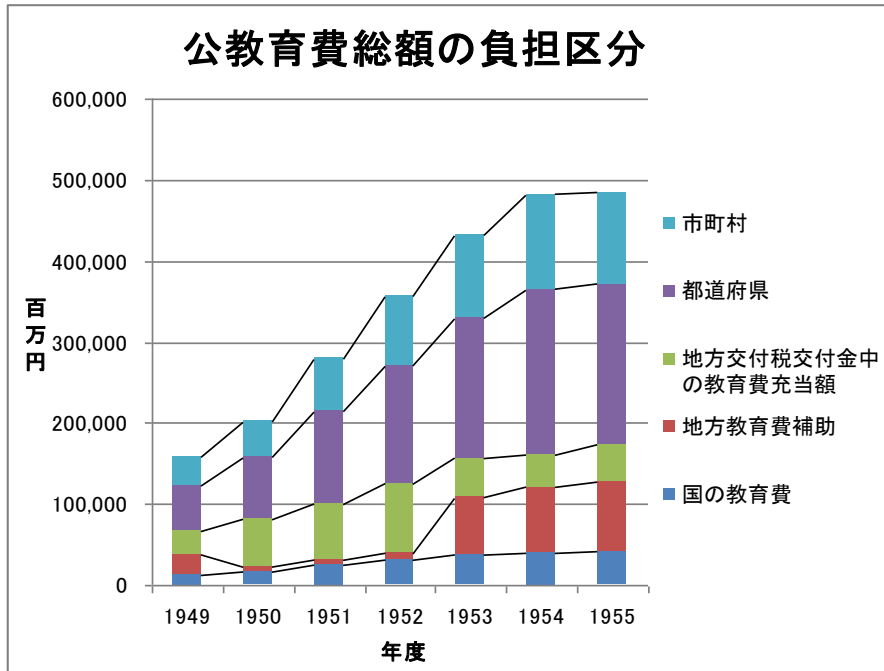
図 14 小学校児童一人当たり教育費の都道府県間のひらき



(出所) 文部省「わが国の教育水準 (昭和 34 年度)」

そして 1953 年に教材費の一部負担も加わった「義務教育費国庫負担法」として施行された。具体的な負担率の変化は図 15 を参照していただきたい。全二条からなるこの法律の目的は、第一条において「義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ること」と明記されている。図 16 を見れば、歳出総額に占める教育費の比率も明らかに変化していることがわかるだろう。はじめは教職員給与費と教材費のみが国庫負担の対象だったが、戦後の経済財政の復興・発展を背景に、恩給費、共済費、児童手当などが段階的に拡充されていった。義務教育費国庫負担法以外の国庫負担制度についても、諸立法により就学援助、学校施設費、教科書無償化、と拡充された。これによって、地方の教育財政も制度として保障されていくこととなった。

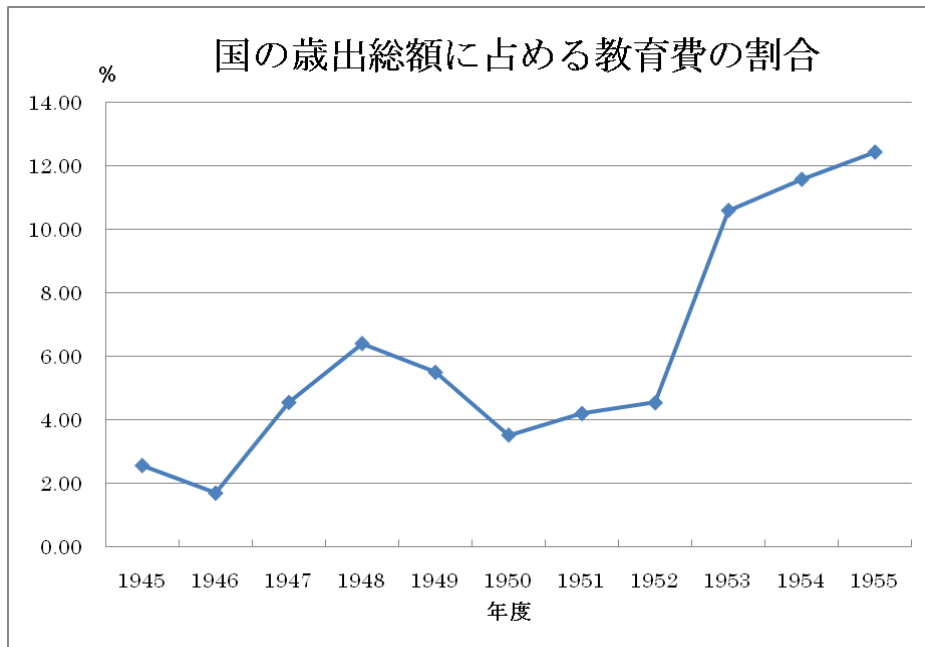
図 15 公教育費総額の負担区分別内訳の推移



(出所) 文部省「地方教育費の調査報告書(昭和43会計年度)」

(注) 「地方教育費補助」とは、1949年度までは文部省所管の地方教育補助金の決算額、1950年度以降は地方教育費調査による国庫補助金の額である。義務教育費をはじめ、国立学校その他の費用も含まれている。また、「国の教育費」は文部省所管一般会計歳出決算である。

図 16 国の歳出総額に占める教育費の割合（1945～1955 年）



(出所) 文部省「地方教育費の調査報告書（昭和 43 会計年度）」

(注) 「国の歳出総額」は一般会計歳出決算額、「国の教育費」は文部省所管一般会計歳出決算である。

3 - 1 - 3 1980 年代～

ところが 1985 年「国の補助金等の整理合理化並びに臨時特例等に関する法律」によって教材費・教職員旅費が除外されたことを皮切りに、一転して国庫負担はスリム化するよう方向転換された。その背景として国家財政の状況悪化が挙げられるが、ちょうど時代は中曽根政権下で行政改革の真最中であり、財界の私的教育懇談会や臨時教育審議会を筆頭に「教育の自由化」が叫ばれた頃でもある。画一的な教育では優秀な人材は育たないとして、政府主導で学校教育制度の多様化・弾力化を目指して、能力別の

授業を容認するなど教育に市場原理主義の導入を図った。学校選択制が提唱され始めたのもこの頃である。その後恩給費、共済費、退職手当、児童手当等も相次いで国庫負担から除外されていった。それでも義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという目的の下、制度の根幹は維持が図られていた。

2000年代に入り、小泉政権が誕生した。すると一度失敗に終わった地方自治の独立性強化について切り込み、義務教育費国庫負担制度の全面的廃止、そして一般財源化をしようとする政策案が持ち上がった。それが「三位一体の改革」である。

3 - 2 三位一体の改革をめぐる攻防（2002～2005年）

3 - 2 - 1 地方六団体の提案

「三位一体の改革」とは、小泉政権下の2002年より破綻危機にあった国家財政を立て直すために打ち出された財政政策である。“三位”とは「国庫補助金の改革（廃止・縮減）」、「地方交付税の改革（縮小）」、「税源配分の見直し」のこと。地方が自らの創意工夫と責任で政策を決め、自由に使える財源を増やし、自立できるようにすることが目的であり、地方分権化推進政策的な性格を持っている。2003年6月には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」と題した閣議決定事項の中で、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治本来の姿を実現に向け改革する方針を既に明示している。“三位”の中にあるように、国庫補助金の改革から義務教育費国庫負担制度も当然見直しの対象である。

内閣で行われた経済財政諮問会議によって2006年度までに国庫補助負担金を数兆円削減するという目標が設定され、義務教育費国庫負担金は本格的に一般財源化が検討されることになった。その結論を出すのも同じく

2006年度までとなり、内閣、総務省、地方六団体²¹—彼らを“国庫負担廃止派”と呼ぼう—は動き出した。彼ら、特に地方六団体の主張する国庫負担廃止のメリットは以下の3点である。

- ①教育の質の向上：一般財源化により、児童生徒・保護者や教職員の自覚が高まる。
- ②財源確保の確実性、予見可能性：一般財源化しても、教育費を削減する首長はいないし、地域ごとの不足額は地方交付税で適切に調整されるので、教育費は適切に確保される。
- ③地方の自由度の拡大：一般財源化により、外部人材の活用、学級編制や教職員配置の弾力化等多様な取り組みが促進される。

そこへ「一般財源化なんてとんでもない！」と立ち上がったのが、文部科学省や教職員といった教育関係者—彼らを“国庫負担維持派”と呼ぼう—である。彼らは国庫負担廃止に猛反発し、2004年度概算要求の際に代替案として「総額裁量制」が提案した（導入は2004年度より）。義務教育諸学校の教職員数や給与が各地方自治体によってある程度弾力的に決められるようになった。これにより、少人数学級の導入や非常勤講師の採用など、さまざまな取り組みが各都道府県で行われるようになった²²。

しかしそれでも国庫負担廃止の論調はおさまらず、地方六団体は2004年8月に「国庫補助負担金等に関する改革案²³」を政府に提出すると同時

²¹ 全国知事会、全国都道府県議会議員会、全国市長会、全国市議会議員会、全国町村会、全国長村議会議員会をまとめて「地方六団体」という。当時の会長はそれぞれ、梶原拓岐（岐阜県知事、2004年）、麻生渡福（福岡県知事、2005年）、上田信雅（富山県議会議員、2004年）、新田篤実（広島県議会議員、2005年）、山出保金（沢市長、2004年）、片山尹北（九州市議会議員、2004年）、国松誠（藤沢市議会議員、2005年）、山本文男（福岡県添田町長、2004年）、中川圭一（京都府園部町議会議員、2004年）、川股博（北海道由仁町議会議員、2005年）である。

²² とはいえ、導入初年度は慎重派が多く、活用されたのは僅か数県であった。今日では東京都を除く道府県すべてにおいて、何らかの形で活用されている。

²³ 小泉首相の指示でまとめられた地方予算削減案。第一期とする2005～2006

に国と地方の協議機関の設置を要請し、同年9月より首相官邸で行われた「国と地方の協議の場」で本格的に主張を始めた。第2回の地方六団体配布資料には、従来の文部科学省が都道府県に、都道府県が市町村に向けて指導・助言する仕組みから、市町村や学校指導で教育行政を行い、都道府県や文部科学省がその補完をするべきという改革案を提案している。

そこへ同会議に出席していた、当時の中山文部科学大臣が反論した。総額裁量制の導入により負担制度の運営がしやすくなったこと、国庫負担制度の廃止は地域格差を生じさせる危険性があるうえに、主要先進国は教育予算の充実を図っていることがおもな根拠である。ちなみに廃止派のメリットに対する維持派の主張は、以下のとおりである。

- ①→学校の組織運営の見直しや教員の質の向上等、具体的な改革は答申で提言するので、費用負担の問題ではない。
- ②→国庫負担金は必ず予算措置されることが法定されており、一般財源化よりも財源確保の確実性・予見可能性が高い。そのうえ地方交付税は総額抑制が検討されており、教職員人件費の増額が見込まれる中、教育費が確保されるか懸念される。
- ④ 人事権の移譲、学級編制の弾力化等は答申で提言するので、費用負担の問題ではない。

かくして、三位一体の改革をめぐる義務教育費国庫負担制度攻防戦が勃発したのである。

年度は教職員給与や施設整備費等を地方へ税源移譲、第二期とする2007～2009年度は教育費関係の大部分を一般財源化することが書かれている。意見が最終段階までまとまらず、知事会では異例の多数決で決定された経緯がある。

3-2-2 教育関係者の反駁

この会議と同じ頃、PTA や教育委員会といった教育関係団体だけでなく、科学者や文化人などからも義務教育に対する国の財源保障を訴える意見が相次いで公表された。文部科学省の中心的審議会である中央教育審議会においても、今後の義務教育の在り方が主な議題として取り上げられるようになった。国庫負担維持派の代表として、中山文部科学大臣は 2004 年 11 月の経済財政諮問会議で「甦れ、日本！²⁴」と題した資料を提出、12 月の同会議では鳥居中央教育審議会議長も招聘され、教育改革の重要性や国庫負担制度の維持を訴えた。

一方で、政府・与党は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」を作成し、三位一体の改革により具体性が加わった。「国庫補助負担金改革については、2005 年度及び 2006 年度予算において 3 兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。税源移譲は、所得税から個人住民税への以上によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。」と明言。さらに義務教育費国庫負担金については、最終的に 8500 億円程度減額（減額相当分は税源移譲予定特例交付金により措置）する方針を明らかにした。なお、この金額は当時の義務教育費国庫負担金 2 兆 5000 億円の約 3 分の 1 にあたる。これはちょうど中学校教職員給与とほぼ同額であり、当初廃止派はこの部分の一般財源化を提案していた。

デッドライン直前の 2005 年になると、両陣営の論拠固めはますます激しくなった。地方六団体をはじめとする廃止派は、2004 年中は 8 月に提出した「国庫補助負担金に関する改革案」の趣旨がほとんど取り入れられず、多くの課題が先送りされたと批判したうえで、引き続き国庫補助負担

²⁴ 「日本の現状は危機的であり、このままでは東洋の老小国になる」、「諸改革の基盤となるのは人材。日本は人材こそが資源である」等、A4 一枚のレジュメに教育改革の重要性を逼迫した様子で掲載している。

金の廃止と一般財源化を求めていった。総額裁量制が導入されても国の関与は依然残っており、地方の創意工夫を阻害しているとした。

維持派である文部科学省中央教育審議会内には、2月に義務教育特別部会が設けられた。そこで義務教育の在り方全体を含めて約8カ月、100時間を超えて集中的に審議され、最終的に2005年10月26日、中央教育審議会答申として「新しい義務教育を創造する²⁵⁾」が提出された。その中で維持派としては「**義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである**」と結論付けた。中学校分のみ一般財源化する意見に対しても、「小中学校の取り扱いを分けることになり、合理性がなく不適當」と述べた。同日行われた第11回国と地方の協議の場においても、市町村議会へのアンケート²⁶⁾や新聞の国民世論調査²⁷⁾で負担制度を維持すべきと考えている者が少なくとも半数以上いることに言及し、さらに11月24日の第13回同協議でも総括として国庫負担維持を主張した。そこではなお、山本全国町村会長から8500億円の一般財源化を断固主張する発言があり、中山文部科学大臣は「それぞれの立場がぎりぎりのところで何とか叶えられるような方向性に持っていきたい」と苦慮しながらも一般財源化には反対する意を述べた。

²⁵⁾ 同時にこの概要をパンフレット形式にまとめたものとして、「義務教育の構造改革」が公表された。

²⁶⁾ 2005年9月、日本の教育を考える10人委員会提言「義務教育の地域格差は国を減ぼす！」による。

²⁷⁾ 2005年3月、毎日新聞社による。

3-2-3 攻防戦の末路

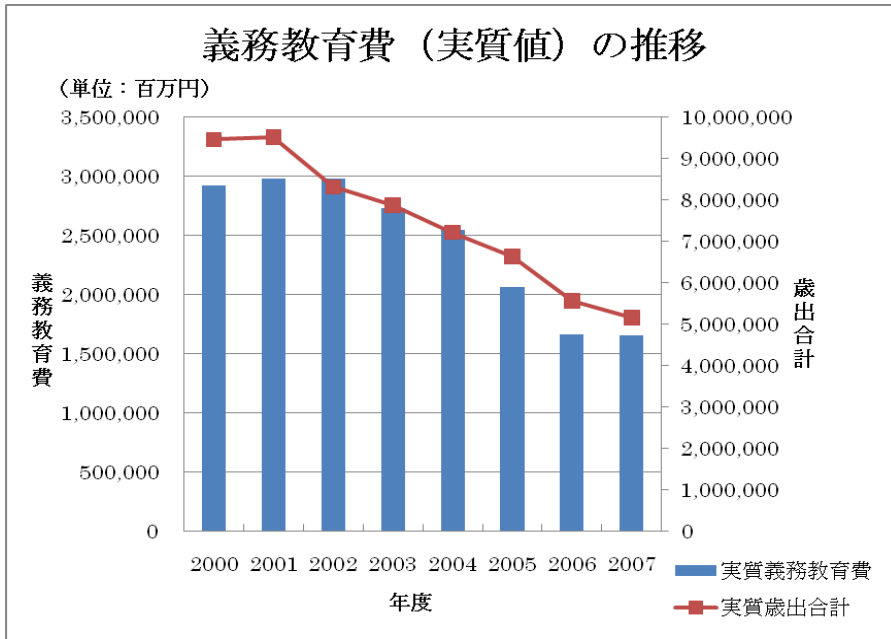
国庫負担維持派・廃止派両陣営の歩み寄りほとんど見られないまま2005年が終わろうとしていたが、上述の第13回国と地方の協議の場の直後、議論は急展開を迎えた。2005年11月30日に発表された政府・与党合意文書「三位一体の改革について」において、「義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。」という結論が下されたのである。2005年12月8日に行われた第53回中央教育審議会の議事録によると、各省庁、与党内でも激しい議論が重ねられたようだが、最終局面になって当時の安倍官房長官から上記合意文書のような提案がなされ、このようになったようだ。たしかに維持派の主張どおり制度そのものは堅持されており、廃止派の望むとおり8500億円の税源以上は実現したが、どちらの思惑も完全には通じず、両者痛み分けの結果に終わった。

“義務教育費国庫負担制度の堅持”という内容こそ盛り込めたものの、維持派の多くは負担率を引き下げることで自体初耳であり、審議会の中でも「残念だ」という声があがった。文部科学省の玉井官房長、銭谷初等中等教育局長からは「中央教育審議会の答申どおりにならなくて申し訳ない」との発言があった。何はともあれ、これで義務教育費における一般財源の範囲が拡大したことになった。

この間国庫から支出される義務教育費をはじめとして、教育費全体が削減されている。なおこの傾向は教育費だけではなく、都道府県歳出全体にも言える（図17）。図18を見れば、国庫による補助が削減された分、都道府県や市町村といった地方の負担が増えていることがおわかりいただけるだろう。「少子化が進んでいるから、教育費は削減されても問題ない」という論調もしばしば目にするが、小中学校の在学者一人当たり教育費を

見ると、中学校は上げどまり、小学校に関してはここ5年減少しているようであるから、少子化以上に教育費が削減されていることがわかる（図19）。

図 17 国庫支出金中の義務教育費の状況

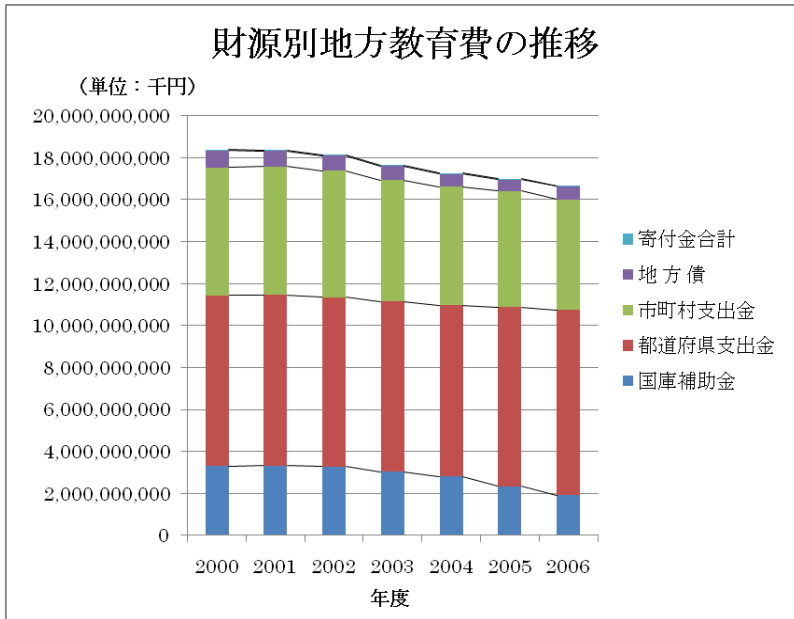


(出所) 総務省「地方財政白書（各年度）」

(注1) 「国・県の支出金の状況」から義務教育費と都道府県歳出合計の値を抜粋。

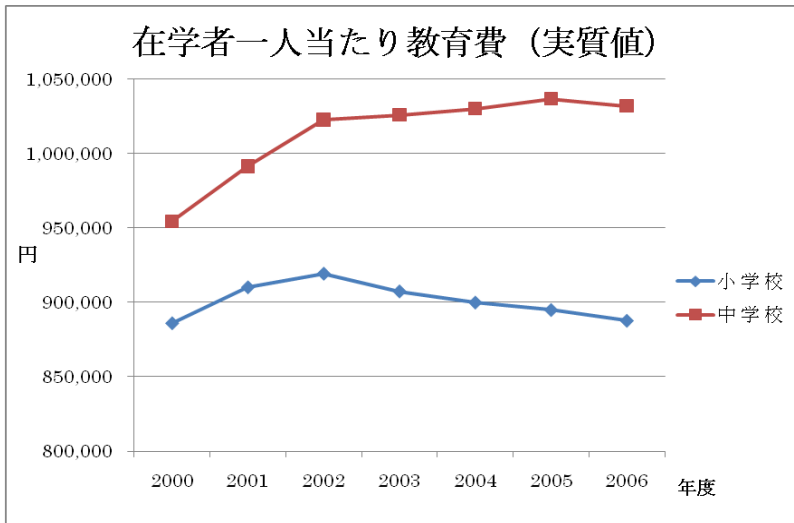
(注2) 実質値は「任意の値／消費者物価指数×100」で算出。

図 18 財源別地方教育費の推移



(出所) 文部科学省「地方教育費調査(平成19年度)」

図 19 小中学校在学者一人当たり教育費



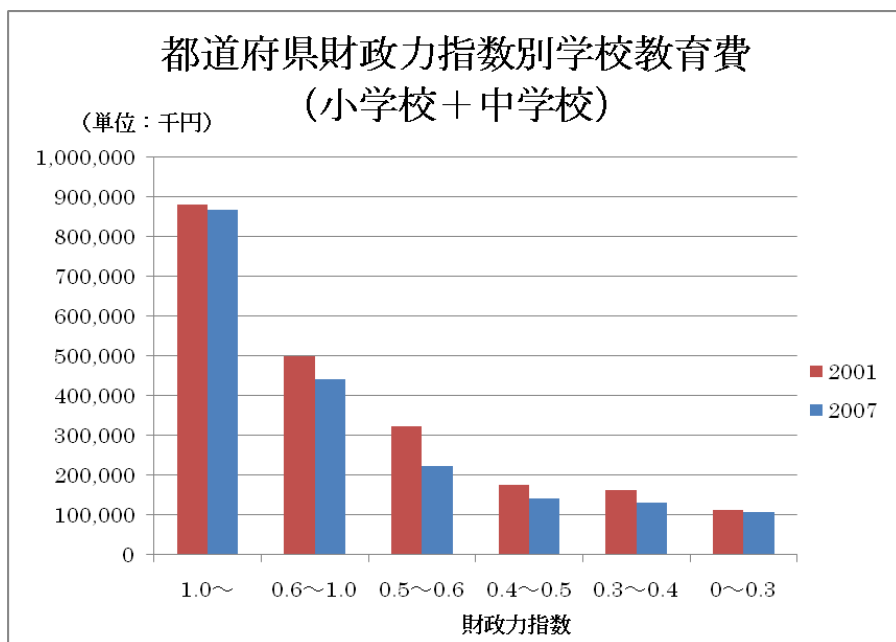
(出所) 文部科学省「地方教育費調査(平成19年度)」

(注) 実質値は図17と同様にして算出した

また維持派がたびたび危惧してきた、国庫負担金一般財源化による地域格差の発生であるが、学校教育費の削減というかたちで表れている（図 20）。これは主に財政力が中程度の道府県において顕著であり、財政力 1.0 以上である東京都との格差が拡大している。また家庭の教育費負担も高くなっており、特に公立小中学校の在学児は学校外活動費の上昇によるものが大きいようだ（図 21、図 22）²⁸。

このように、2 章で表した教育サービスの公的供給量の削減による国民への影響がそのまま実現した格好になっている。取引費用の増大は学校外活動費の上昇という形で現れ、公平性も損なわれている。

図 20 都道府県財政力指数別学校教育費



(出所) 学校教育費は各年度の文部科学省「地方教育費調査」、財政力指数は各年度の総務省「統計でみる都道府県のすがた」より。

²⁸ 私立小学校の調査は 2006 年度しか行われていない。

(注1) 教育費の金額は各財政力グループに属する都道府県の小学校と、中学校にかける学校教育費を合計した金額の平均値である。

(注2) 財政力指数の各グループに属する都道府県は以下の通りである。

1.0以上になると、地方交付税交付金は支給されない。

【2007年度】

1.0以上＝東京、0.6～1.0＝愛知、神奈川、大阪、千葉、静岡、埼玉、茨城

0.5～0.6＝福岡、栃木、群馬、三重、京都、広島、兵庫、宮城、滋賀

0.4～0.5＝岡山、岐阜、長野、香川、石川、福島、富山、山口、新潟

0.3～0.4＝奈良、山梨、北海道、福井、愛媛、熊本、大分、徳島、山形、佐賀、和歌山

0.3未満＝鹿児島、青森、岩手、宮崎、沖縄、秋田、長崎、鳥取、高知、島根

【2001年度】

1.0以上＝東京、0.6～1.0＝愛知、神奈川、大阪、静岡、埼玉、千葉

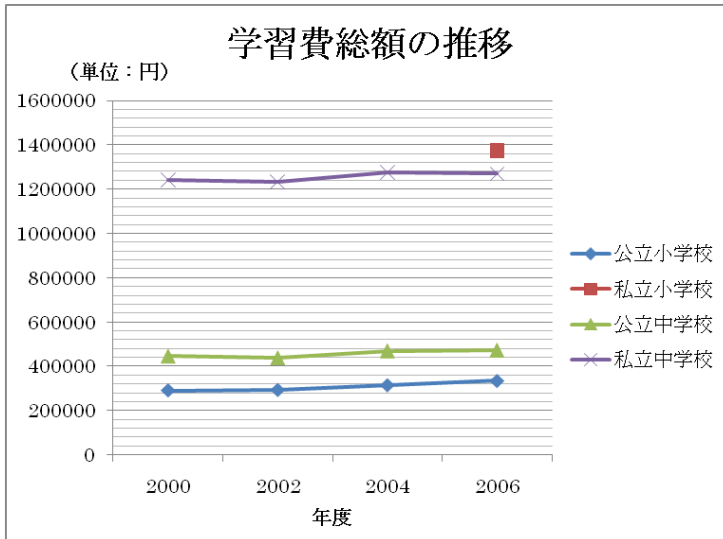
0.5～0.6＝福岡、京都、茨城、兵庫

0.4～0.5＝群馬、栃木、広島、宮城、三重、滋賀、岐阜、長野

0.3～0.4＝岡山、福島、石川、新潟、香川、山口、富山、北海道、奈良、福井、愛媛、山梨、熊本

0.3未満＝山形、大分、佐賀、鹿児島、岩手、青森、徳島、宮崎、和歌山、長崎、沖縄、秋田、鳥取、島根、高知

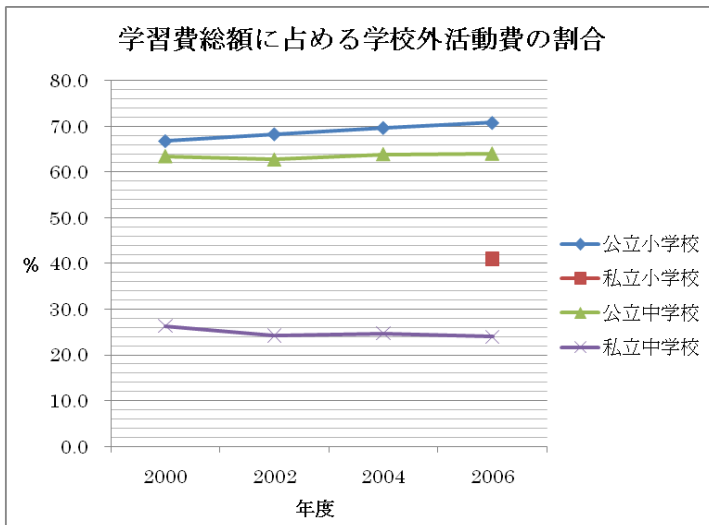
図 21 学習費総額の推移



(出所) 文部科学省「子どもの学習費調査 (各年度)」

(注) 学習費総額は学校教育費、学校給食費、学校外活動費の合計

図 22 学習費総額に占める学校外活動費の割合



(出所) 文部科学省「子どもの学習費調査 (各年度)」

(注) 学校外活動費とは、学習塾や習い事等の費用のこと

3 - 3 国庫負担割合が変わった後の動向（2006年～2009年）

前述の通り、義務教育費国庫負担制度は負担率引き下げという形で一応の決着がついた。その後、財政制度審議会といった予算作成関連の場で少々話題に上ったり、文部科学白書には毎年 2～3 ページほどの記事が掲載されたりすることはあるが、表立って議論されることはほとんどなく、大きな改革の動きも見られない。しかし教育費は地方歳出とともに削減されてきており（図 18）、2008 年度からは人材確保法による教員給与の優遇分が縮減されている。総額裁量制の下、都道府県によっては独自に教職員給与削減を行っているところもある。

それから 2009 年 9 月、政権与党が自民党から民主党に変わった。民主党は既に作成されていた各省の概算要求の白紙化を宣言、予算の見直しを始めた。内閣府に行政刷新会議を設け、そのワーキンググループとして概算要求の無駄を洗い出す「事業仕分け」を行ったところで、義務教育費も国庫から支出されているものであるため事業仕分けの対象となり、同年 11 月 25 日に行われた作業グループで「見直し」と判定された。ここでは予算縮減をするか否かまでは踏み込まず、今後の政治判断に委ねることとした。グループのとりまとめコメントとしては、「方向性については、議論がいろいろあったが、国と地方における責任と負担のあり方について抜本的にきちんと整理をしないといけないという共有認識が持てた」とあった。また同日、三位一体の改革で削減された地方交付税について全国知事会から増額要求があったが、財務省は難色を示している。

結論 本稿のまとめと考察、今後の課題

本稿では、義務教育費を対象とした教育財源に関する議論を中心に、日本の教育が現在のような姿になるまでの変遷をたどってきた。以下に、本稿で論じてきたことの要旨を章ごとに示す。

1章では議論の土台として、日本の教育費の仕組みを述べた。本稿で扱う「義務教育費」とは、ほぼ教職員給与費のことを指し、義務教育費国庫負担制度のもと都道府県もしくは市町村と国が共同で負担している。その中心的負担者である都道府県からは、「一般財源」にあたる地方交付税交付金と「特定財源」にあたる国庫支出金から支出されている。日本において教育費が地方財政の歳出に占める割合は高く、また文部科学省の全予算に占める義務教育費国庫支出金の割合も高い。しかし世界的に見ると教育費に対する公的負担割合は低く、中でもイギリスやアメリカは公教育費を増額する傾向にある。それに反して日本は教育費を停滞ないし削減している。

2章は『スティグリッツ公共経済学』を参考に、教育を経済学理論に当てはめるとどのように見えるのか、抽象的な方法で表した。それによれば、教育は「公的に供給される私的財」と見なされ、その公的支出の根拠は取引費用の節約（すなわち効率性の向上）と機会平等の保障（すなわち公平性の向上）にある。ただし政府が一律的に供給することで、需要度の高さの違いで過剰供給・過少供給になる人がどうしても出てきてしまう。かといって政府の教育サービスの供給量を削減すれば、過少供給となる人が増えて取引費用は増大し、支払い能力格差によって公平性も損なわれる。

そして3章で義務教育国庫負担制度の歴史的経緯を描き、三位一体の改革をめぐるステークホルダーたちの攻防戦を、当時の政策会議の議事録や数値データをもとにまとめた。義務教育費を国庫負担とするか、地方の一般財源から支出させるか、という対立は近代教育のスタート地点である明治時代から始まっており、1980年代になるまでは国庫負担側が優勢、教

育費全体も増額傾向であった。しかしその後徐々に削減に転じ、2002年の三位一体の改革よりついに義務教育費国庫負担金引き下げの動きが明白になった。そして2006年度から、負担率が引き下げは現実のものとなった。これによって教育費の地域格差は拡大し、親が私的に負担する子供の学習費も上昇した。国庫負担制度は近年再び見直しの対象になっているが、教育関係者はあくまでも制度の堅持を希望している。

さて、ここまで論じてきてひとつ疑問に思うことがある。それは義務教育費を国庫負担とするか否か、3章で言うところの“国庫負担廃止派”と“国庫負担維持派”の対立軸は何だったのか、勝敗を分けたものは何だったのか、ということである。序論で紹介した教育基本法にある通り「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う」²⁹ことを実行するためには一先進国の傾向を見ても一公教育費は増額すべきであり、国庫負担制度を改定する際に明治時代から現在に至るまでの経緯も見れば、削減対象にすべきでなかったことは明らかである。

それにも関わらず、なぜ国庫負担率引き下げという結果になったのか。これは議事録に残されるような内容ではないため推測するしかないが、廃止派と維持派の対立軸となる教育の実質的な目的が時代とともに変化したためではないか、と私は考える。明治時代はとにかく全国民への教育の浸透が第一であった。つまりは多少国民に負担を強いることになっても公平性を確保することが優先され、全体的なボトムアップが図られた。よってこのときは国庫負担を維持する方に軍配が上がった。しかしその目的がある程度達成された現在、特に1980年代以降、より優秀な人材を育成すべきと政府は判断した。同時に財政難の下、歳出削減が求められていた。予算が限られている場合、その使いどころはよく考えなければならない。しかし厄介なことに、教育は財源とその効果の関係が見えづらい。教育以外にも予算を割きたい分野は多数ある。そこで全体的な国・地方の歳出が

²⁹ 教育基本法第五条三項（再掲）

削減されるときに廃止派の意向が強く反映され、費用対効果が不明瞭な教育にしか使うことの許されなかった予算も削り取られることになった。以上が私の推測である。

今後拡大する教育格差を是正するためには、政府による教育財源保障の必要性を国民に浸透させることが不可欠である。それを客観的に示すためにはエビデンス・ベースの議論が必要であり、そのためには教育効果を表す統計データがあればより容易となるのだが、残念ながら日本には辛うじて全国学力テストの結果が数年分存在するくらいで、そういったものはほとんどない。OECDの調査では教育が社会全体に及ぼす効果についての統計もあるが、日本はその調査にはまだ参加していない。

本稿では義務教育費国庫負担制度をめぐる教育政策の変遷と日本の教育の現状について、体系的にまとめ上げることができたと自負している。しかしながらその裏にある対立軸まで証明・抽象化することはできず、結局は推測するにとどまってしまった。当初の目的は達成したとはいえ、「仮説の証明」をテーマに本稿を書いてきただけに残念である。具体的にどう証明するかはまた考えなければならないが、いつまでたっても不毛な論争を繰り返すばかりで不安定な教育政策を何とかするためには、解明すべき事項であると思う。新たに浮上した課題を明らかにして、本稿を終える。

付録

1. 年号・西暦一覧表

表 2 年号・西暦一覧表

年号	西暦
明治 6	1873
明治 7	1874
明治 8	1875
明治 9	1876
明治 10	1877
明治 11	1878
明治 12	1879
明治 13	1880
明治 14	1881
明治 15	1882
明治 16	1883
明治 17	1884
明治 18	1885
明治 19	1886
明治 20	1887
明治 21	1888
明治 22	1889
明治 23	1890
明治 24	1891
明治 25	1892
明治 26	1893
明治 27	1894
明治 28	1895

年号	西暦
昭和元	1926
昭和 2	1927
昭和 3	1928
昭和 4	1929
昭和 5	1930
昭和 6	1931
昭和 7	1932
昭和 8	1933
昭和 9	1934
昭和 10	1935
昭和 11	1936
昭和 12	1937
昭和 13	1938
昭和 14	1939
昭和 15	1940
昭和 16	1941
昭和 17	1942
昭和 18	1943
昭和 19	1944
昭和 20	1945
昭和 21	1946
昭和 22	1947
昭和 23	1948

年号	西暦
平成元	1989
平成 2	1990
平成 3	1991
平成 4	1992
平成 5	1993
平成 6	1994
平成 7	1995
平成 8	1996
平成 9	1997
平成 10	1998
平成 11	1999
平成 12	2000
平成 13	2001
平成 14	2002
平成 15	2003
平成 16	2004
平成 17	2005
平成 18	2006
平成 19	2007
平成 20	2008
平成 21	2009

明治 29	1896
明治 30	1897
明治 31	1898
明治 32	1899
明治 33	1900
明治 34	1901
明治 35	1902
明治 36	1903
明治 37	1904
明治 38	1905
明治 39	1906
明治 40	1907
明治 41	1908
明治 42	1909
明治 43	1910
明治 44	1911

大正元	1912
大正 2	1913
大正 3	1914
大正 4	1915
大正 5	1916
大正 6	1917
大正 7	1918
大正 8	1919
大正 9	1920
大正 10	1921
大正 11	1922
大正 12	1923

昭和 24	1949
昭和 25	1950
昭和 26	1951
昭和 27	1952
昭和 28	1953
昭和 29	1954
昭和 30	1955
昭和 31	1956
昭和 32	1957
昭和 33	1958
昭和 34	1959
昭和 35	1960
昭和 36	1961
昭和 37	1962
昭和 38	1963
昭和 39	1964
昭和 40	1965
昭和 41	1966
昭和 42	1967
昭和 43	1968
昭和 44	1969
昭和 45	1970
昭和 46	1971
昭和 47	1972
昭和 48	1973
昭和 49	1974
昭和 50	1975
昭和 51	1976
昭和 52	1977

大正 13	1924
大正 14	1925

昭和 53	1978
昭和 54	1979
昭和 55	1980
昭和 56	1981
昭和 57	1982
昭和 58	1983
昭和 59	1984
昭和 60	1985
昭和 61	1986
昭和 62	1987
昭和 63	1988

2. 年表

特に断りの無い限り、その事柄が開始された年・月を示す。

表 3 教育費をめぐる事柄の年表

年号	西暦	月	事柄
明治 5	1872		学制
明治 14	1881		公教育費補助金廃止
明治 19	1886		小学校令
明治 23	1890		第二次小学校令
明治 29	1896		市町村率小学校教員年功加棒国庫補助法
明治 33	1900		市町村率小学校教育費国庫補助法
大正 7	1918		市町村義務教育費国庫負担法
昭和 15	1940		義務教育費国庫負担法

昭和 22	1947		学制改革
昭和 24	1949		シャウプ勧告
			義務教育費国庫負担制度廃止
昭和 27	1952		義務教育費国庫負担制度復活
昭和 28	1953		義務教育費国庫負担法
昭和 31	1956		就学援助費拡充
昭和 33	1958		学校施設費拡充
昭和 34	1959		恩給費拡充
昭和 37	1962		共済費拡充
昭和 38	1963		教科書無償化
昭和 42	1967		公布災害補償基金設置
昭和 47	1972		児童手当支給
昭和 49	1974		栄養職員給与費拡充
昭和 60	1985		国の補助金等の整理合理化並びに臨時特例等に関する法律
			教材費・教職員旅費除外
平成元	1989		恩給費除外
平成 5	1993		共済費追加分・退職年金除外
平成 14	2002		三位一体の改革
平成 15	2003		共済費長期給付金除外
平成 16	2004		退職手当・児童手当除外
			総額裁量制
		8	地方六団体、「国庫補助負担金等に関する改革案」提出
		9	国と地方の協議の場設置
		11	中山文部科学大臣、「蘇れ、日本！」提出
平成 17	2005	2	義務教育特別部会設置

		10	中央教育審議会答申「新しい義務教育を創造する」 提出
		11	政府・与党合意文書「三位一体の改革について」発 表
平成 18	2006		義務教育費の国庫負担率引き下げ
平成 20	2008		人材確保法による教員給与の優遇分縮減
平成 21	2009		事業仕分け実施

文献表

【書籍】

- 荒井一博 『教育の経済学：大学進学行動の分析』 有斐閣、1995年。
荒井一博 『教育の経済学・入門：公共心の教育はなぜ必要か』 勁草書
房、2002年。
市川昭午 『教育の私事化と公教育の解体—義務教育と私学教育』 教育
開発研究所、2006年。
市川伸一・和田秀樹 『学力危機—受験と教育をめぐる徹底討論』 河出
書房新社、1999年。
井上一馬 『中学受験、する・しない？』 筑摩書房〈新書〉、2001年。
小川哲哉他 『日本教育史概論』 青簡舎、2008年。
小塩隆士 『教育を経済学で考える』 日本評論社、2003年。
荻谷剛彦 『学力と階層—教育の綻びをどう修正するか』 朝日新聞出版、
2008年。

- 木下是雄 『理科系の作文技術』 中央公論社<新書>、1981年。
- 権丈善一 『医療年金問題の考え方：再分配政策の政治経済学Ⅲ』 慶應義塾大学出版会、2006年。
- 河野哲也 『レポート・論文の書き方入門 第3版』 慶應義塾大学出版会、2002年。
- J・E・スティグリッツ 『スティグリッツ公共経済学（上）第2版』 藪下史郎訳、東洋経済新報社、2003年。
- J・E・スティグリッツ／カール・E・ウォルシュ 『スティグリッツ入門 経済学 第3版』 藪下史郎他訳、東洋経済新報社、2005年。
- J・K・ガルブレイス 『日本経済への最後の警告』 角間隆訳、徳間書店、2002年。
- 総務省編 『平成21年度地方財政白書』 財務省印刷局、2009年。
- 寺脇研 『それでも、ゆとり教育は間違っていない』 扶桑社、2007年。
- N・グレゴリー・マンキュー 『マンキュー経済学Ⅰ ミクロ編 第2版』 足立英之他訳、東洋経済新報社、2005年。
- 濱口桂一郎 『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ』 岩波書店<新書>、2009年。
- 樋口修資編著 『教育行政概説：現代公教育制度の構造と課題』 明星大学出版部、2007年。
- 藤田英典 『義務教育を問いなおす』 筑摩書房<新書>、2005年。
- 明星大学初等教育研究会編 『初等教育原理』 明星大学出版部、2007年。
- 文部科学省編 『平成19年度 文部科学白書』 財務省印刷局、2008年。
- 文部科学省編 『平成20年度 文部科学白書』 財務省印刷局、2009年。
- 文部省大臣官房調査統計企画課編 『諸外国の教育行財政制度』 大蔵省印刷局、2000年。
- 矢野経済研究所編 『2008年版 教育産業白書』 矢野経済研究所、2008年。

【雑誌・論文】

- 青木栄一 「教育政策研究の現在」『教育学研究』第76巻第1号、日本教育学会、2009年、pp.44-51。
- 市進学院編 「第1部 学校選びのポイント」『2010年入試用 首都圏国立・私立・公立一貫 中学受験ガイド』市進出版、2009年、pp.4-15
- 小川正人・山下絢 「義務教育国庫負担金総額裁量制の運用実態」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第47巻、2007年
- 小塩隆士・田中康秀 「教育サービスの「準市場」化の意義と課題—英国での経験と日本へのインプリケーション—」『季刊 社会保障研究』第44号、東京大学出版会、2008年、pp.59-69
- 週刊東洋経済編 「特集／子ども格差」『週刊東洋経済』2008.5.17号、東洋経済新報社、2008年、pp.36-67。
- 週刊東洋経済編 「特集／日本をぶち壊せ！30BIG IDEAS」『週刊東洋経済』2009.4.25号、東洋経済新報社、2009年、pp.76-77。
- 週刊東洋経済編 「特集／本当に強い中高一貫校」『週刊東洋経済』2009.6.20号、東洋経済新報社、2009年、pp.30-77。
- 週刊東洋経済編 「特集／生活者目線で読む税金超入門」『週刊東洋経済』2009.9.12号、東洋経済新報社、2009年、pp.42-71。
- 寺脇研 「今月の視点—21世紀を生き抜く力を育てる教育をめざして(10)新時代を切り開く教育費の提案」『教育と医学』第57巻6号、慶應義塾大学出版会、2009年、pp.53-59。
- 中神康博 「日韓における教育の課題」『教育の政治経済分析：日本・韓国における学校選択と教育財政の課題—』成蹊大学アジア太平洋センター研究叢書、シーエーピー出版、2007年、pp.1-28。
- 中川忍 「不確実性下の消費者行動—不確実性の理論とその定量化—」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』日本銀行調査統計局、1998年6月、オンライン、「日本銀行」、インターネット、
<http://www.boj.or.jp/type/ronbun/ron/wps/kako/cwp98j06.htm>
(2009/7/8にアクセス)。

西岡慎一・池田大輔 「不確実性下における企業の設備投資行動：リアルオプション理論に基づいた実証分析」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』日本銀行調査統計局、2006年3月、オンライン、「日本銀行」、インターネット、

<http://www.boj.or.jp/type/ronbun/ron/wps/wp06j09.htm> (2009/7/8にアクセス)。

西丸良一 「大学進学に及ぼす国・私立中学校進学の影響」『教育学研究』第75巻第1号、日本教育学会、2008年、pp.24-32。

ベネッセ教育研究開発センター 「中学校選択に関する調査報告書」2007年12月、オンライン、「ベネッセ教育研究開発センター—ベネッセコーポレーション」、インターネット、

http://www.benesse.jp/berd/center/open/report/chugaku_sentaku/2008_hon/index.html (2009/6/29にアクセス)。

松浦良充文責 「教育政策と教育学研究との対話：教育学は政策学たりうるのか（公開シンポジウムⅠ，日本教育学会第66回大会報告）」『教育学研究』第75巻第1号、日本教育学会、2008年、pp.91-96

三輪定宣 「「三位一体改革」と義務教育費国庫負担法」『教育と財政』財政法叢書23、2007年、pp.55-78

Yoon Ha Yoo 「教育需要と競争：良い学校に入学するために」『教育の政治経済分析—日本・韓国における学校選択と教育財政の課題—』成蹊大学アジア太平洋センター研究叢書、シーエーピー出版、2007年、pp.105-140

【参考 URL】

行政刷新会議 <http://www.cao.go.jp/sasshin/index.html>

国立教育政策研究所 <http://www.nier.go.jp/>

財務省 <http://www.mof.go.jp/>

札幌市子育てガイド

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/index.html>
生活保護 web <http://www.matsui-sr.com/hogo/index.htm>
総務省 <http://www.soumu.go.jp/>
中央区ホームページ【就学援助および就学奨励】
<http://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/gakkokyouiku/syugakuenzyo/index.html>
内閣府 <http://www.cao.go.jp/index.html>
日能研 <http://www.nichinoken.co.jp/>
日本銀行 <http://www.boj.or.jp/>
ベネッセ教育研究開発センター <http://benesse.jp/berd/>
文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>

索引

G	あ
GDP.....8	安倍官房長官..... 40
	アメリカ..... 8, 17, 47
N	イギリス..... 8, 17, 47
NCLB 法.....20	一律的供給..... 25
	一般財源.....11, 30, 40, 47
O	一般政府総支出..... 8, 17
OECD.....8, 17, 49	エスコ・アホ政権..... 20
	オバマ政権..... 20
P	
PISA.....8, 17	か
	階層格差..... 7

学制.....	28
過少供給	23, 47
過剰供給	47
過少消費	22, 26
過剰消費	25, 26
学校外活動費	43
学校教育費	43
危機に立つ国家.....	20
義務教育特別部会	39
義務教育費国庫負担制度 ..7, 9, 15, 28, 29, 30, 35, 37, 40, 46, 47	
義務教育費国庫負担法 ...15, 28, 30, 32	
教育格差	8
教育基本法	9, 48
教職員給与費	15
行政刷新会議	46
国と地方の協議の場.....	37, 39
経済財政諮問会議	35, 38
限界費用	22
限界評価	25
限界便益	23
小泉政権	7, 35
公学費	28
公共財	22
公財政教育支出.....	8, 17
公的に供給される私的財	23, 47
国庫支出金.....	11
国庫負担制度	30

さ

歳出.....	14
財政力	43
サッチャー政権.....	19
三位一体の改革...7, 10, 35, 37, 38, 40, 46, 47	
事業仕分け	9, 46
市場メカニズム	23
私的財	22
シャウブ勧告.....	30
小学校令.....	28
初等中等教育局.....	15, 40
人材確保法	15, 46
税源移譲.....	7, 10, 38, 40
全国学力テスト	19, 49
総額裁量制	36, 39, 46

た

地域格差.....	7, 21, 30, 37, 43, 48
地方交付税	11, 35, 37, 46
地方財政平衡交付金.....	30
地方分権.....	7, 30
地方六団体	36, 38
中央教育審議会	38, 39
特定財源.....	11, 47
取引費用.....	25, 43, 47

な

中曽根政権	34
中山文部科学大臣	37

は

排除不可能性	22
パターナリズム	24
バトラー法	19
非競合的消費	22
フィンランド	17
ブッシュ政権	20
ブラウン内閣	19

ブレア政権	19
-------------	----

ま

明治時代	7, 47, 48
------------	-----------

や

山本全国町村会長	39
ゆとり教育	8, 21

あとがき

大学2年の4月。当学部生限定のインターンシップ科目「社会との対話」説明会にて、私は大学生生活通算2度目の運命的出会いを果たした。

「顧問の先生より、ご挨拶をお願いします。」

学生にそう言われて渋々登壇したのが、権丈善一教授だった。正直大学教授と呼ばれる人物は大方研究に全てを捧げたような、冗談の通じない人間ばかりだと思っていたが、その教授は皮肉と冗談をたっぷり交えた話をしているのではないか。

「なんだこの人、面白い。見た目怖いけど。」

それが私の、権丈先生に対する第一印象であった。

「社会との対話」では運良く(?)私の担当教授となってくださり、一年間身が千切れんばかりの指導を受けた。基本的には安息を求めるが、同時に心の奥底で大いなる刺激を期待するという矛盾した性質を持った私は、三田へ行ってもこの教授の指導を受けたいと思うようになった。そこで、この権丈善一研究会の扉を叩いたのである。後に、これは一生を左右する重大な選択であったと知るのである。

そういうことなので、私は先生に3年間もお世話になった。そしてこれからもお世話になることは間違いない。当ゼミの卒業生は“生涯学習”が義務付けられているからである。何はともあれ、卒業という一区切りを迎えるからにはこの一言を言うっておかなければなるまい。

「先生、これまでのご指導、どうもありがとうございました。」

ここで卒論を完成させるに至るまでの子細を述べるのも、ひとつの“あとがき”だろう。しかし他にも感謝したい人がたくさんいるから、読者を長々と付き合わせるのも悪い。よって、私は割愛させていただこう。子細は本稿の変更履歴とメールの送受信履歴を見ればすぐに思い出せる。とにかく卒論で最も直接的にお世話になった先生だけは、ゼミという場である

以上 VIP 待遇せねばなるまい。そう思って最初にお礼を述べた次第である。
以降、延々と謝辞を続ける。

ゼミ同期である 10 期生へ。この 2 年間本当にいろいろなことがあったけど、私はゼミ生活が楽しかったと言い切れます。みんなそれぞれ違ったものを持っていて、大変な刺激になりました。私の勝手な言動に付き合ってくれてありがとう。私が作るものひとつひとつに「すごい」と言ってくれてありがとう。間違いなく、これからも末長くよろしくねと言いたい人たちです。

院生の方々へ。さすがの知識量で、いつも頼りにしておりました。私が泣きついても、優しく指導してくださったのは院生の方々だけです。先生はあんなですから(笑)。4 年の後半は方針転換したためにあまり相談する機会もありませんでしたが、ここまで歩いてこられたのも拠り所であるお二人の存在があったから。ご指導どうもありがとうございました。

先輩である 9 期生へ。どれくらいの方がこれを御覧になるのかはわかりませんが、本当にお世話になりました、どうもありがとうございました。3 年生のときは、少しでも先輩方から何か学び取ろうと、必死になったものです。これを書いている最中も、実は先輩方の卒論をしょっちゅう参考にしていたんですよ。卒業したら同じ社会人ですから、たまには飲みに行きましょうね。

後輩である 11 期生へ。トーナメントで評価してくれてありがとう。私が一番気にしていたのは、実は君たちの反応です。私はちゃんと“先輩”になれていたでしょうか。調子に乗った結果の最たる被害者は 11 期生だと思っているので、みんなは私を反面教師にするように。でもすごーく楽しかったよ。ありがとう。みんな優秀だから大して心配してないけど、どうか負けないで。色んな意味で。

それから三田祭実行委員会の方々へ。大学生生活通算 1 度目の運命的な出会いは、三田実です。大学 4 年間は三田実なしには語れません。3 年になってからはゼミを理由に三田実に対して消極的になってしまい、本当にすい

2010.01.22
慶應義塾大学商学部
権丈善一研究会
谷中 絵理子

ませんでした。それでも「ゼミ大変だね」とか「卒論がんばってください」とか声かけてくれてありがとうございます。先輩も後輩も同期もみんなできた人たちばかりで、ただただ尊敬するしかありません。これからも三田祭の成功と発展を、心よりお祈りいたしております。

最後に家族へ。

弟へ。私が大学にいる4年間、家PCを長時間占領してすいませんでした。正直関係ないことをやっている時間も多々あるのだけれど、ご協力に感謝します。これから大学生活をスタートさせるあなたが非常にうらやましい。とにかく悔いのない大学生活を過ごしてください。大学は自分次第でいくらでも楽しくなるところだから。

母へ。生まれてから現在まで、そしてこれからも。私の最大の理解者は母しか有り得ません。いつもいつもナイスタイミングでサポートをしてくれて、実は私よりも卒論テーマのアンテナ張ってるんじゃないかと驚いておりました。最近仕事も忙しくて大変なのに、本当にありがとう。これからも体に気をつけて、長生きしてください。

父へ。大学4年間のほとんどを離れて暮らしていた父に対しては、卒論に関する直接的な感謝の意はあまりないのですが…(笑)。でもこれだけは言えます。この卒論が、私のゼミ生活の集大成であり、大学生活の集大成であり、学生生活の集大成であり、谷中絵理子という人間の成長の証です。入ゼミ直前期に一人で出張先へ遊びに行ったことが懐かしい。あの頃から私はどのくらい変わったのでしょうか。それを是非見てください。

2010年1月22日
谷中 絵理子